

岩崎さんくみくしつてぶくこも  
くまろりし麦甲ま

平成二十九年 九月例会資料(七月例会分後追い)  
先月進捗 文久元年十一月廿一日〜十一月廿九日

一、先月の活字読みの確認点 (資料集8) なし

二、指摘・意見・質問・その他

7月例会分、なし。 故に普段の疑問を2つ

① 12月7日「御扶助米切手」等  
こめ・きって【米切手】

江戸時代、諸藩の蔵屋敷が、蔵米の売却にあたって発行した払い米の  
保管証書。正米(しょうまい)切手。米札(べいさつ)。…(大辞泉)

米切手については右様の説明が多いと思います。しかし、右の場合切手  
一枚は十石とか単位が御扶助等に対して大きすぎ、違う物の様な気がしま  
す。家乗での米切手は藩が発行し、藩の米蔵で引き換えるのでしょうか？  
其の様態は藩札に似たような物でしょうか？

又、彦衛門の様な陪臣に配られる米切手はどうなのでしょう？  
発行元は何処？ 藩・大坂の蔵屋敷・広島米蔵(役所?)・家老…

引替は何処で？ 右の何れか？ 家老の米蔵(つて抑々有るの?)?  
米と引き換えるのか？ それとも米価が何時も記して有るので、貨幣と  
引き換える事も出来るのか？

等々…よく分りません。

② 家督と跡目

仰せ付けられ事が有り、頭書の人名の横に、「家督」と「跡目」が有る。  
この2つはばらばらに出て来ることが多いので、同じ意味と思っていま  
したが、多人数が並ぶ中で明らかに使い分けている様です。  
「家督」と「跡目」にどのような違いが有るのでしょうか？

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 A5班 三宅 朝香さんが七月例会を以って退会されました。

◇ 次例会は十月七日(第一土曜)午後一時半より 於第二研修室 です。  
その日の会場当番は、 A5班・B5班です。

◇ 十一月例会は十一月四日の予定です。

◇ 席移動の事

来月十月は席移動月です。  
班毎に一つ前にお進み下さい。一番前の班は一番後ろにお願いします。

…… 萬津箱 …… (余談です)

川通り餅の祝

文久元年も十二月に入るので、調べていて、嘉永五年家乗十二月朔日に「川  
通り餅之祝」の語が有り、興味を引きました。…えっ！あの川通り餅？  
川通り餅の由来

十二月一日、広島城下の人は餅を食べる習慣があつた。それは城下の人だ  
けでなく、郡部でもあり、このことを「川通り餅」と言つたり「膝塗餅」  
とも言つたそうだ。この餅を食べたら、川を渡つても転ぶことがないと言  
い伝えられている。

その由来は…この由来は正平五年(350年)十二月一日、毛利師親が石  
見の国の佐波善四郎との戦いで江の川を渡ろうとした際、川の水面に浮か  
び上がった石が鎧に引つ掛かった。

師親はそのまま戦に臨み合戦に勝利し、この時鎧に引つ掛かった石は神の  
助けに違いないと持ち帰り、宮崎八幡宮に奉納した。

師親が治める安芸国吉田庄ではこれを祝つて十二月一日に餅をこの小石に  
見立てて食べるのが習慣となり、その後子孫の毛利元就にも引き継がれ、  
元就の孫の毛利輝元が吉田郡山城から広島城へ本拠地を移した際に川通り  
餅は広島城下から安芸国全体へと広まったのである。

今では広島島の銘菓として、親しまれている。(知新集、高田群史、亀屋HP)

表の疑問②「家督と跡目」を書いた後で答えらしきものを見つけました。

([http://www.kakeisi.com/life\\_samurai.html#life](http://www.kakeisi.com/life_samurai.html#life))

### ■武家は御家存続が第一

武家にとって「切腹」以上に厳しい刑罰は「御家断絶」です。「切腹」は「責任を取って自決すること」なので、武士として名誉を保って死ぬまで、家禄は削減されるでしょうが「家」は残る可能性にあります。しかし「御家断絶」は武士身分は剥奪され、遺族・家臣は路頭に迷い、先祖に申し開きできないこととなります。

そのため家の相続のために様々な努力と工夫がなされました。

家督の相続には二種類あります。

「家督相続」……父の隠居により相続する

「跡式相続」……父の死亡により相続する

事前に相続予定者の嫡子（基本は正妻の長男）を藩に届けておきます。

「家督相続」の場合、嫡男の成長に合わせて隠居しますが、50歳前後が

隠居の適齢であったといわれています。高齢では軍役を担うには無理があるからです。

とはいえ重臣クラスになると、藩の内政事情や役職上の理由から70

歳でも現役を続ける者もいたといわれています。

「跡式相続」の場合、「跡目」の願書を提出して許可を得ます。

ところが相続すべき嫡子がいないと、御家断絶などの問題が生じます。

そこであらかじめ親族や同家格の武家から養子を迎えることとなります。

しかし、ギリギリまで実子の誕生を期待して、なるべく養子を迎えたく

ないというのが親の情です。そのため不幸にも跡継ぎを決まらぬまま、当

主が亡くなったこともありえます。その場合は急ぎよ養子を迎えることにな

るので、それが藩主の場合は深刻です。相続者不在で御家断絶にな

ることも少なくなく、大名だけでも59家に及ぶといわれています。

■武家の家督相続は長男が基本、次男三男は養子へ

武士社会の家督(家の継承)は「主君から賜わるもの」という前提があり

ます。ここが庶民の「家」の継承とは本質的に異なるところです。

しかし与える主君も、家中の混乱を避けるために、一定のルールに従い

家督を与える必要があります。それが嫡出の長男による家督相続です。

その長男系相続にこだわらぬあまり、長男(兄)が早世して次男(弟)が後継者

となった場合でも、長男(兄)の子どもを養子に迎えて次代の継承者に立て

ることも行われました。

新規取り立ての見込みもない次男三男が自立するには、養子となつて他

家を相続するしかありません。その養子先として商家や豪農が選ばれるこ

とさえありました。

養子先がなければ部屋住みとして兄の世話になるしかありません。運よく

結婚できたとしても子供を儲けることを遠慮する場合もありました。

では長男相続がどれだけ実施されたか、「継承の人口社会学」(坪内玲子

著)の調査から見えます。

以下は各藩士系譜の18世紀分から調査した数字(%)です。

継承者 佐竹藩 会津藩 加賀藩 萩藩 佐賀藩

長男の継承 52.9 54.8 52.9 50.8 47.7

男子の継承

次男以下を含む 62.8 69.4 57.5 59.1 66.1

婿養子の継承 7.2 12.9 6.1 15.4 13.5

養子の継承 5.1 10.9 28.6 17.7 8.0

30%以上は家族の男子が家督を継いでいないことが分かります。

大きな理由が家督相続予定者の早世ですが、不行跡や出奔などの理由で

継承者から排除されたケースもあります。

その代替措置として婿養子・養子による相続が行われます。加賀藩の場

合は養子相続は高い割合を占めています。養子相続の中身をみると、異姓

による養子相続が多く、養子が家格や資質を考慮して実施されたことを示

しています。

少数ですが、養子の他に弟や甥による継承もあります。

森岡万之進	もりおかまんのしん	東城	1	3	9	12	24		viii 5
		東城	25						
森島兵蔵	もりしまへいぞう	家来	3	6	7	17	22		viii 6
森脇幸太郎	もりわきこうたろう	藩歩	25					劍術達者、	
矢野犀右衛門	やのさいえもん	東城	4	15				糾明立合、勘定所詰仰付、	viii 20
湯川兵馬	ゆかわへいま	藩士	14						n29-4-22
和三	わぞう	東城	6	7	7	8	17	武具蔵盗人、	
渡辺四郎右衛門	わたなべしろうえもん	東城	4					武具方糾明、	viii 82
渡辺内室	わたなべないしつ		16					男子出生、	
渡辺雅登	わたなべまさと	東城	4	23	24			糾明方、	viii 8

社寺									
名称	読み	区分	日付				記事	資料	
一乗院	いちじょういん	法名	4				岩崎常介、大仙淨徹居士、	viii 14	
奥鎮守社	おくちんじゆしゃ		25						
木野岳母		故人	14				心鏡院、妻の母、	h29-6-2	
休誓廟	きゅうせいびょう	法名	27				祥月	viii 111	
興徳寺	こうとくじ		15	16	17		家小参詣、	viii 110	
西向寺	さいこうじ		7	22	24			viii 6	
受安廟	じゅあんびょう	法名	21				祥月、	viii 96	
宮島	みやじま		6				梅梢院様参詣、		
妙慶院	みょうけいいん		16					viii 4	
明信院	みょうしんいん		3	9			岩崎菩提寺、	n29-5-23	

注:日付の 4<sup>^</sup>は 4日頭書の意、  
 資料欄 viii 4 は文書館資料集Ⅷの頁注4 を参照、  
 同 h29-1-10 は参考資料平成29年1月資料№10 を参照、

(作成 和田、吉本、田中、下寺)

斗	車	蓐	蓐	一	去	己	王	己	帝	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	左
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老
斗	斗	蓐	蓐	一	夫	己	己	己	己	夏	夏	専	専	奉	氏	也	也	老

似た形のツクリの比較

「くずし字解読辞典」東京堂出版 より

家乗人名簿

文久元年一月

h29・8・1

氏名	読み	所属	日付					記事	資料
浅野右近	あさのうこん	家老	28					忠英タダフサ、三原大根、	viii 4
浅野豊後	あさのぶんご	家老	14	17	27			道興ヲオキ、棒火矢免許、	viii 3
岩崎瀬平	いわさきせへい	東城	5					糾明方、御用掛、	viii 124
岩崎常介	いわさきつねすけ	東城	3	4				死去、法名一乗院	h29・1・10
岩崎良之進	いわさきりょうのしん	東城	3	4	8	9	12	常介倅、石塔文字依頼、	viii 84
		東城	23	26					
上田主水	うえだもんど	家老	14	22				安敦ヤスアツ、	viii 4
御宇衛様	おうえさま		13					上田家へ泊り、	viii 4
岡部篤之助	おかべつたのすけ	藩歩	25					剣術達者、	viii 214
家小	かしょう		7	8	12	15	17		viii 7
			19						
桂辰馬	かつら たつま	東城	4	5				御用掛、糾明方、	viii 82
可児英三郎	かにえいさぶろう	藩歩	25					剣術達者、	viii 214
木野一馬	きのかずま	上田	14	15	16	17			viii 4
木原清次郎	きはらせいじろう	家来	9					代参、	viii 137
桑原吉郎二	くわばらきちろうじ	船方?	6	25					viii 7
佐久間 栄	さくま さかえ	藩士	22					宝蔵院流師範、	h29・7・10
佐藤勘次郎	さとうかんじろう	藩士	25					剣術達者、	viii 214
佐藤益之丞	さとうますのじょう	東城	4	21				糾明方、風邪、	viii 4
沢崎幸右衛門	さわさきこうえもん	東城	25						viii 14
慈君	じくん		8	9	10	12	14		viii 4
			17						
島本広右衛門	しまもとこうえもん	藩士	27					棒火矢指南、	n29・3・5
杉岡文磧	すぎおかぶんせき	医師	5	19	23				viii 67
長 武左衛門	ちよう ぶざえもん	東城	18					米無心、	viii 19
辻 清人	つじ きよと	東城	5	10	14	15	17		viii 5
		東城	29						
辻 八十榎	つじ やそつち		10	14	14			袴着初、祝物、	h29・6・1
得井満四郎	とくいまんしろう	東城	15					作事奉行仰付、	viii 5
殿様	とのさま		2					乗馬御覧、	viii 3
長東市郎右衛門	ながつかいしろうえもん	東城	4					武具方糾明、	viii 7
長東吉之進	ながつかさちのしん	東城	15					趣法所詰仰付、	viii 99
丹羽庄蔵	にわしやうぞう	上田	16						viii 4
梅梢院	ばいしやういん	連枝	6					宮島帰り荒天、	viii 9
桧垣他人吉	ひがきたにんきち	東城	25					母死去、	viii 142
平野伝右衛門	ひらのでんえもん	東城	4	5	14			糾明方、	viii 15
藤川甚吉郎	ふじかわじんきちろう	東城	16						viii 14
藤川毎登	ふじかわまいと	東城	14						viii 5
星野武平次	ほしのぶへいじ	東城	2					物見借用見物、	viii 7
細 六郎	ほそ ろくろう	剣術家	25	25					viii 214
堀尾善大夫	ほりおぜんだゆう	東城	14						viii 5
三上和多理	みかみわたり	藩士	17					御目付、長持借用謝、	viii 213
水谷八十郎	みずたにはちじゅうぞう	上田	22					大小修履頼み、	viii 4
三宅内外	みやけないがい	東城	4	10				武具方糾明、	viii 72
村井虎次郎	むらいとらじろう	東城	4					武具方糾明、	viii 218
村上千代雄榎	むらかみちよおつち		14	15	17			辻へ初泊、	viii 10
村上彦右衛門	むらかみひこうえもん	東城	5	23	24				viii 解題
森岡後室	もりおかこうしつ		24					這い伝い、	viii 24
森岡さよ	もりおかさよ		9	12					viii 14

69

① 村上彦右衛門の引越し(遷徙)

○(文久元年二月十五日)無程御用達伊藤徳之助方御次江回候様申聞、渡辺雅登も同様被仰付義有之ニ付一緒二回り居ル、又徳之助差凶ニ而御居間江罷出、堀尾善大夫御取合ニ而左之通り被仰付

其方義足知式拾石遣、家司役申付

(中略)於御用所左之通御書善大夫方被相渡、且渡辺雅登屋敷江御替被下候段跡ニ而被達、速ニ御役屋敷へ御替被下候段忝仕合奉存候旨御請申述

○(三月五日)朝方山県彦一來、何角見合取片付いたし呉ル、木原徳藏も合力ニ來、庭之樹木を掘、家來俱々渡辺庭閑地へ移、仮植致置呉る、夕方森岡万之進も來、見合呉る也

○(六日)朝方森岡万之進・藤川甚吉郎、出入之者庄助・三次・平次郎・源吉、木野家來恒助等來、荷物を持運、渡辺表座敷江送り呉ル、星野武平次・富永源五郎も朝之内來、見合せ呉ル、山県彦一も終日見合呉ル也、夕方皆々江酒を饗ス

○(七日)出入之者国藏・新助・米藏來、疊・建具其外諸道具要用之品を残置、皆々渡辺之方へ送り呉ル、武内保之進來、見合呉ル、「渡辺方も昨今樹木・諸道具追々二運來也」

○(七日頭書)旧冬建継候ニ疊半之部屋者、渡辺ニも六疊敷之建継有之候故、相互ニ其儘ニ差置、引移候上ニ而双方解取筈ニ申合也

○(八日)兼而之通今日屋敷遷徙、朝五半時頃移ル、表門江者不回、勝手口脇中門通、表玄關方揚ル、供列者若党兩人袴股立、手回・槍持看絆着ニ而連候也、先表座敷江着坐、渡辺之方遷徙相濟候而勝手手江移、家徒粥を祝ふ、慈君・家小・千代雄榎者少シ先ニ移ル、下女兩人、若党・草履取を列ル、勝手口方揚候也、一応居合候而神拜・廟拜致ス也、「左之通朝方追々ニ來、諸事見合世話ニ預ル也」

④ 村上家と伊勢御師の関係

○(安政六年十二月七日)伊勢御師方御祓太麻并來曆・のし匏送來ル也

○(万延元年十二月三日頭書)伊勢御師方御祓・來曆贈來也

○(文久元年十二月十四日)伊勢三村梶助大夫方如例御祓・年曆・熨斗匏贈來也

○(文久三年十二月十四日)伊勢御師三村梶助大夫方如例年御祓太麻・熨斗匏等贈來也

○(文久三年十二月廿六日)伊勢御師御炊左大夫方御祓太麻御館江相納候由ニ而、如例伊勢干瓢一包贈來也

○(元治元年十二月十日)伊勢御師方例年之通御祓太麻・來曆贈來也

○(慶応元年十二月十七日)伊勢御師方如例年御祓・來曆・熨斗(匏)贈來也

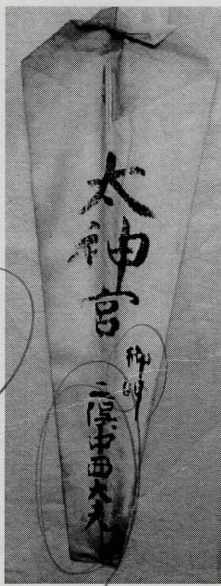
○(慶応二年十二月十三日)伊勢御師より御祓來曆如例年贈來也

○(慶応三年十二月七日)伊勢御師三村梶助大夫方如例年御祓太麻・來曆贈越ス也

(村上家乗) 続編卷十六(二十四)

⑤ 明治神宮御祓太麻

伊勢



県立文書館所蔵・世羅郡津口村平野家文書「太神宮(御祓太麻)」

⑧ いざさやましろのかみ 飯篠山城守 ① 『武術系譜』には、「家直(飯篠山城守、下総国香取郡飯篠村人、改号長威斎、中興刀槍之祖也。称天真正

御替被下候屋敷江只今引移候之段及案内也

〔村上家乗〕 続編卷十八

② 尾道久保町に宿泊した入歯師・歯治療師

三月十八日

竹原上市にしや

梅吉

右之者入歯細工仕候、従今日来ル四月五日迄、宿金沢や平八

六月八日

大坂道修町三丁目

小宅梶之助

右之者歯療治仕候、従今日十日之間、宿山野や左兵衛

(八月) 四日

竹原松原屋

吉蔵

右之者入歯細工仕候、今日より廿九日迄、宿鞆屋市三郎

霜月三日「十二月二日迄追願」

竹原上市西屋

梅吉

右之者入歯細工仕候、今日より来ル廿日迄、宿金沢や平八

十三日「十二月廿五日迄追願」

当国竹原松原屋

吉蔵

右之者入歯細工仕候、今日より来月十日迄、宿鞆屋市三郎

〔久保町逗留願扣〕 (文化15 (文政13) 県立文書館蔵・青木茂氏旧蔵文書)

③ 尾道久保町に宿泊した行商人 (文化15年3月 (文政2年3月))

呉服物 (九)、煉染 (七)、噺 (五)、金物 (五)、筆墨 (五)、金物 (四)、真田 (四)、あんま (四)、入歯 (四)、小

間物 (四)、庭師 (三)、三味線 (三)、代神楽 (三)、目鏡 (三)、小倉切物 (三)、弓弦、くし、こうがい、印肉、医

師、売薬、八百屋注文、楓子物、行灯、浄瑠璃 (以上二人宛)、目立、座頭、辻売、せんべい、べつ甲、植木、袋物、

歯治療、酒、小鳥売買、上菓子、画書き、甚盤目盛、打紐、朝顔、綿繰り、糸物、毛織物、小道具、打扇、印本、端

物、植木、鼠取、のぞき、曆売り、小倉類、奉公人、越後獅子、儒学講義、もみ・はり、札配り、甚、養生、能役

者、造花、荒物注文 (以上一人宛)

青木茂『新修尾道市史』第四卷

⑥

こうれん【拘拳】(名) ① 拘束されること。束縛され

ること。\*藤樹文集「丙戌歳旦」超脱世情之拘拳

揚雄「太玄賦」蕩然肆志、不<sub>レ</sub>拘拳<sub>二</sub>分<sub>一</sub> ② 筋など

のひきつること。瘡癩(けいれん)・癩心(れいしん)再版英和

対訳辞書「Convulsion 拘拳」\*あひよき<sub>二</sub>二葉亭四迷

訳「擦りあかめたまぶちに、敵しく拘拳する唇」\*即

興詩人(森鷗外訳)燈籠、わが生涯の一転機、われは喪

心者の如く擬立して、拘拳せる五指の間に、窄く拳銃

を握みたり」(関西コーレン 會之回)

⑦ のしあわび : あはび(蝦斗鮑) (名) 鮑の肉を薄く長く

はぎ、引きのぼして乾かしたもの。古くは食料に用

い、後には儀式の肴(さかな)と

し、また、進物などに添えて贈る

もの。し。\*九条家本平治下

頼朝遠流の事「何者ぞと見れば、

蝦斗(フシ)鮑六十六本あり、

蝦斗(フシ)鮑六十六本あり、

\*文明本節用集、引鮑(フシ)アワ

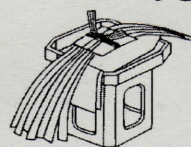
ビ 或作「蝦鮑(フシ)アワヒ」

\*該義本根無草後「めつたに目出度きものとの

み覚え、蝦斗(フシ)鮑を顛倒(かへせ)ばしのと読れ、

四の字をさらへば」(関西會之回 會之回 南園文明

伊京・明広・天正・黒本・粉林



蝦斗鮑(絵本江戸紫)

笹間良彦編『図説日本武道辞典』

↓ (柏書房)

流(し)まり、「正徳初名録」に

「天真正伝神道流

下総国香取郡飯笹村の人也。号三山城守、自「幼弱」好二

刀槍之術、得「精妙」。常祈鹿島香取神宮、誓願其技

術於天下、遂悟「絶妙」中興。刀槍始祖也。称天真

正伝神道流、從遊士若干。傑出たる者諸岡一羽、塚

原土佐守、松本備前守政信等也」

『擊劍叢談』卷之二にも、

「神道流の祖は、飯笹山城守家直、入道して長威斎と

号す。下総香取郡飯笹村の人也。劍術に達し天心正伝

神道流と称す」

とあり、香取神宮、鹿島神宮は古くより武の神として

武人の尊崇も厚く、神官等の間には武技の伝統をうけ

継いだものがあり、武道はなはださかんであった。

これらの武技を大成したのが飯笹山城守家直である。

『早雲記』に、

「鹿島は勇士を守り給ふ御神、末代とても誰か仰がざ

らん、然るに鹿島の住人飯笹山城守家直、兵法の修行

を伝へしより以来、世上にひろまりぬ。此人中古の開

山也。神道流刀術者曰、鹿島香取の両神より長威へさ

づけ給ふ刀術ゆへ、伝書に天真正伝と有り。天真正と

は両神の御事なりと云り」

とあるが、飯笹山城守家直は、刀槍のほかあらゆる武

技に秀れていたらしく、香取神宮には家直所用と伝え

る、香取神道流薙刀・香取神道流槍・香取神道流小太

刀・香取神道流棒などがのこされている。

長威斎とは、晩年剃髪してからの号で、長享二年

(一四八八)に没したが、詳しい伝記は不明である。

人によると飯笹山城守家直を香取神道流の祖とし、そ

の弟子塚原土佐守を鹿島神道流の祖としている。また

家直は、飯笹若狭守盛近に神道流槍術を伝えたとして

いるのが、『本朝武芸小伝』および『武術流祖録』で

ある。(剣) (槍)



飯笹山城守

9 広島藩の香取流槍術

このうち香取流は黒田弥太夫によって広島藩に伝えられた。安永・天明の頃、馬廻りを勤めた黒田弥太夫は、下総国飯篠村の香取大明神主家の飯篠修理について修業し、印可を受けた。彼は家中に指南するほか世子斉賢の師範となった。同流の印可は一人しか相伝できないことになっていたので、師家修理の子角馬は、とくに江戸藩邸で弥太夫から印可を受けている。弥太夫の子と思われる八郎右衛門は享和二年(一八一三)に病死したが、斉賢は、黒田の家芸ではないがその技量は「御流儀」であるとして、とくに悴三郎に伝えさせるため、三郎の伯父正次を後見としている。三郎はのち同流で名をあげた貞雄(七五十二、弥五左衛門)と思われ、藩主の師範となった。

10 文久元年十二月七日の江戸火災

十二月七日火災 八、  
十二月七日 元○文久 夕七半時芝六軒町續薩州侯 茂久。御屋敷より出火、北の方金杉通西側迄焼る。長五町餘幅平均して二町程なり。——續武江年表  
十二月七日 元○文久 曠京橋三十間堀邊出火有之。申下刻芝新馬場薩州上屋敷焼失。暮六時過鎮火。

『広島県史』近世2

『東京市史稿 変災篇』  
——見聞雜録

12 村上家の煤払いと大掃除

○(安政五年十一月五日) 近年多分九月中屋内煤掃いたし候へ共、当年者御穩便ニ而其義延引致候故(今日煤掃致ス也、田中実五郎・小人三次来呉ル、尤此節之義故疊を扣候様之義者軽く為致、至而穩便ニいたす也)

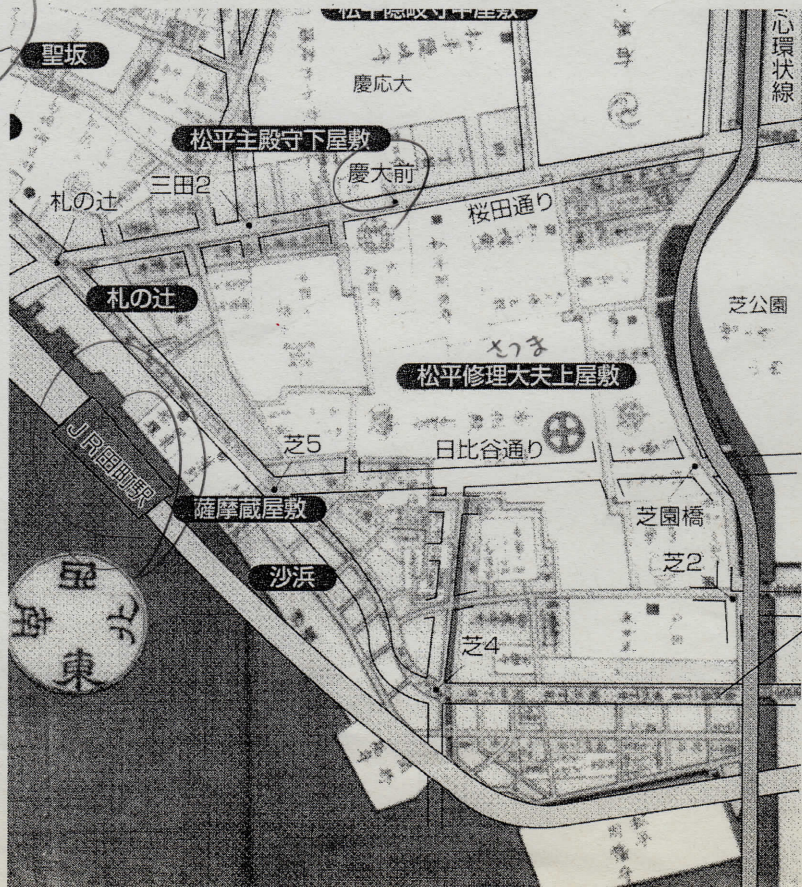
○(安政六年九月五日) 今日者例年之通煤払致候付、早朝田中実五郎を頼、三次も頼置候得共当番ニ而得不来

○(万延元年十一月二日) 今日煤払いたす、田中実五郎・小人三次如例来手伝呉、小回徳七も当番之由ニ而来助く

○(文久元年十二月十七日) 当年者遷徙後二付煤掃者不致、今日惣掃除を致ス也

○(文久二年九月五日) 今日者家内掃除を致ス也、家来限ニ而済せ、

11 文久元年十二月七日江戸焼失の範囲



金杉通一丁目

←別冊歴史読本 30  
『江戸開府四百年記念  
江戸切絵図散策』(2002  
年、新人物往来社)

せんし「遷徙」名「遷」も「徙」も、うつるの意(う)



鷹狩 たかがり

鷹野、故鷹ともいう。猛禽類の鷹(オオタカ、ハイタカ、ツミ)、隼(ハヤブサ、コチョウゲンボウ)、鷲(イヌワシ、クマタカ)などを馴養して、これらに常食の鳥獣を捕捉させ、それを遣い手がとりあげる間接的な狩猟法である。猟犬のように獲物を狩人の手元に持ち帰ることはない。猛禽類の生態・習性は種類によって異なり、捕獲の時事によっても馴養に差異がある。

日本には朝鮮半島を経由してもたらされた。記録では仁徳天皇四十三年に百濟王族の酒君が献上した鷹を天皇が百舌野で遣って雉を捕り、鷹甘部を置いたとあるのが最も古い(『日本書紀』)。また出土品には、関東地方に鷹・鷹匠埴輪が数例あり、六―七世紀ごろのものとしてされている。令制では兵部省に主鷹司(放鷹司)が置かれ、天皇をはじめ貴族の遊戯としてさかんに行われた。反面、仏教の教化につれ、殺生戒により禁令も出された。戦国時代以降、武家の趣向に合いおおいに流行し、織田信長や徳川家康、また綱吉を除く歴代江戸幕府将軍に好まれ、諸大名にもマニアが多かった。鷹の供給・贈答、狩猟方法、鷹匠・鳥見・餌差・犬牽などの職制、鷹場(御拳場・捉飼場)の設置など、諸制度が、また鷹に関する作法も完備した。明治維新後は朝廷に継承され、侍従職の管理となったが、一部は民間に狩場を舗設して営業され、猟師に伝承された。現在は鷹の捕獲・飼養の制限により、わずかに鷹狩の技術が継承されているにすぎない。加藤秀幸

宮内省式部職編「放鷹」一九三二年、(復刻)吉川弘文館、一九八三年。『古事類苑』遊戯部。加藤秀幸「鷹・鷹匠、鶴・鶴匠埴輪試論」『日本歴史』336、

【鷹狩】

鷹の捕獲時事による馴養法

鷹―初夏、巢立ち前後の雛を捕らえてならす方法である。人になれやすく、野に逃げ帰ることが少ない。自然環境では捕まらないほどの大物(鶴・雁などを捕る。その反面、野生の獲物を捕るまで、訓練に手間がかかる。網懸―秋、野生の成鳥をおびきよせ、網、とりもちなどで捕らえる。その年生れの鷹(黄鷹)もすでに野で自活しているの、鷹法は会得しているが、逃げやすく、野生に帰りやすい。タカの種類による馴養法  
面足に足革を付け、大楯で架(とまり木)につなぐ。給餌せず体力・反抗を弱め、夜目のきかぬことを利用して、開中に人の拳にとまると、人の手より餌を食うことを教え、しだいに明るくして、日中人馬や周囲の環境になれさせ、招餌につられて人の拳に帰ることを教える。飛行逃走、反抗を制限した鳥獣を用いて、獲物を襲い捕る訓練をさせる。

オオタカ―大は鶴・白鳥から鴨・鷓・雉・兎まで、獲物は広範囲にわたり、日本の気候や山間、田野、湖沼などの起伏に富んだ地勢に最も適し、遣うのに大きさも適当で、追い出した獲物に、カタパルトのように、拳より初速をつけてタイミングよく投げつけ、立ちあがりのおそいところに羽合わせて捕る。武家に最も好まれた。ハイタカ、ツミ―オオタカによく似た体形で、より小さく、獲物も小さい。馴養はよりむずかしい。雲雀・鶉などの小鷹狩に用いる。ハヤブサ―速度があり、空中にて獲物に激突して落とすて捕る。平原や干潟周辺などの広い空間で獲物を捕るに適しており、人になれやすい。したがって野生を失いベツト化しやすいので、狩りをしないときはフード(頭巾)で目隠しをする。上げ鷹と称して、いったん空高く旋回させておき、獲物を空中へ追いあげて捕らせる。イヌワシ、クマタカ―ワシの類で大きく、敏捷性に欠けるが、その体力で、狸・狐・兎・雉などを捕らせる。高みより低地の獣をねらい羽合わせるので、空中捕捉の楽しみは少ない。加藤秀幸

獲物を振る舞う

次に、家光・家綱時代における鷹狩の獲物の饗応を述べよう。鷹狩で捕まえた獲物の料理が振る舞われているのである。

幕府の日記によると、家光時代に饗応として出された鳥は、鶴・白鳥が大半を占め、それ以外は雁や鴨であった。また、これらの鳥は渡り鳥であるため、自ずと狩猟・捕獲の時期も定まり、饗応は二、三月や九月十一月に集中して行われている。その饗応を受けた者は、御三家、国持外様大名、御三家分家、一門大名、譜代大名、幕府役人に分けることができる。例えば、「江戸幕府日記」寛永十七年(一六四〇)十月二十三日条によると、「此面々、於御黒書院御鷹之鶴御料理被下之、御振舞」として、譜代大名二十一名が挙げられている。

【表1】賀茂郡の鷹場

この村にもくんとある

字	名
宗吉村	専蔵坊
原飯田村	両方垣内・大坪
飯田村	表原・地藏堂
米満村	上ゆび・ゆび田・まきの前・横山・中上り
寺家村	大門・正福寺浦・明神西沖・明神東沖
原村	いなや沖・五郎丸・大はむら
下見村	はんそう・測尻・大羽村・角田・西仏
西条東村	浜田沖・西堤沖・中須賀・傾城沖・川角
四日市	保井原・亀崎・国森・西ノ沖・大坪
御藪宇村	江熊・樋ノ口・井ノ元・前田沖・為久・五郎丸
十文字	よそへ前・五反田
土与丸	川崎・中伏沖・かんづくり・藤田沖・とやか崎
助実村	五反物・三反田・大子・大田
吉行村	藤田沖・おし五郎・奥田
檜山村	坪木・みのこし・友安・西沢田・東沢田・与左衛田沖
宮領村	さいか迫・河戸田・四反田・有王・富ノ腰
大島村	西ノ川・津ノ後・八反所・上新田・僧ヶ平
中島村	東沖・寺ノ前・寺尾せと・風上
杵原村	西本沖・正原沖
下野村	上五反田・柏木沖・森行・金丸・成井・多井・八ツ面・田屋垣内・神田沖・内河内・明井・たこ田・新開・尻比沖
下市村	辰新開・多井新開・尻比沖・古庭口・大新開・塩浜・吉崎・大石
志和東村	永松沖
志和堀村	かわら田沖
志和西村	曾根沖
別府村	造田沖・長田沖
奥屋村	式町田・柳ヶ坪
冠村	土用沖
七条権坂村	すみ田沖

計 28ヶ村 計 105ヶ所

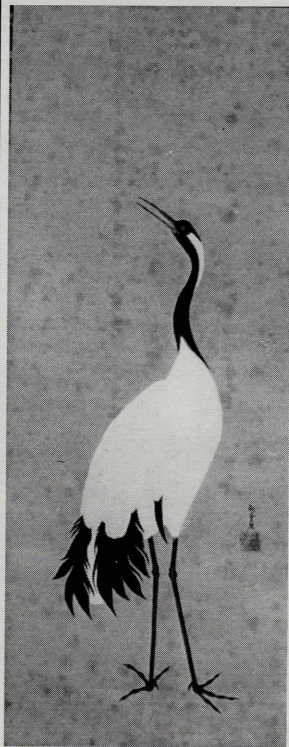
注：文化4年「御鷹野場村々野合小名ほのきしらへ横貫」（県立文書館所蔵竹内家文書239）による。

かもどり  
909本

〔村上家乗〕 続編卷之四

○〔弘化四年十一月八日〕殿様今日在方被為入候節、御獲物之鳥御行列二御持せ被成候付、御家中之輩拜見罷出候而も不苦巨無屹御触出候二付、夕方佐藤与三右衛門与同道、大島五兵衛方江參、物見・窃二拜見仕候也  
 (八日頭書)「殿様今夕在方被為入御獲物之鳥凡左之通之由  
 鶴 四十九羽 雁 四羽、其外鴨・鷺・小鳥数々、別而小鳥者数不相知、笹二本ニ飾り有之由也

28 浅野重晟筆 「鶴の図」



〔広島県史〕近世2

27 「村上家乗」の鷹狩記事

○〔弘化四年十一月八日〕殿様今日在方被為入候

24 25 『日本史大事典』(平凡社)

が、「右不残初雁之御料理」の饗応を受けた事例がある。それ以後、奏者番・留守居・勘定頭・作事奉行・町奉行・諸物頭なども諸鳥の饗応を受けているが、御目見・布衣以上の資格を有する役人に限定されていた。(中略)

そして、家綱自身が將軍に就いた後も、鳥類の饗応が継続されている。ただし、その相手は固定化されていたが、家光時代に比して回数は減少しており、必ずしも毎年行われているわけではない。

これは、饗応に扱われる鳥が主に「御拳之鳥」であることに起因していると考えられる。「御拳之鳥」とは、將軍自らの鷹狩によって捕獲した鳥をさす。將軍が「御拳之鳥」を捕らえることで、饗応の機会が生まれるのである。そのため、饗応は臨時的な要素が強い。家綱時代の方が家光時代より饗応回数が少ないのは、將軍自らが鷹狩を行った回数が減少したことによるものであったと考えられる。

岡崎寛徳『鷹と將軍 徳川社会の贈答システム』→ (講談社選書メチエ439, 2009年)

① 村上家毘沙門天

○(文久元年五月十日) 右毘沙門天者、先年楠之天木枯候木を以、渡辺故宗右衛門京師ニ於而仏師へ為刻、社者直ニ右枯候木之根を鑿して造、安置致置候処、其後上方上屋根等出来、祭事供物等者其儘渡辺方取計来候ニ付、此度予当屋敷江遷候後も先屋敷役ニ而、式日節句等二者燈明・神酒等備来候処、此後者全御趣法役所方之鎮守ニ被仰出、供物等初法衆等も皆御趣法役所之御払出ニ成也、尤常々之守護者屋敷役ニ而、其儘当方仕候様ニ与被仰付、依之同所北之大手堀江人口明、予か裏塚へ葭垣出来、露地門も出来候而締り付候事ニ成、今日方御作事方来、取掛候也、以来者北入口常々諸人之參詣勝手ニ出来候事ニ成、尤朝夕之開閉者矢張予か方仕事也、

「村上架乗」続編卷十八

② 村上彦右衛門の歳末の感慨

○(嘉永六年十二月卅日) 「例年之如田楽を煉、家内祝盃を伝ふ、当年者武器買入且修覆彼是出宝も相高候得共、御仕向も結構ニ被下置、平日之質素彼是ニ而相心ニ約も付、安氣ニ新年を迎之設を為候事也、君恩深高不堪感戴

○(安政元年十二月廿六日) 当年者昨秋以来異国船渡来一件ニ付而者、御武器御手入事等莫大之御物入も被為在、当八月之勘定も余程之御不足与相聞候へ共、程々御差繰も被為付、御上納事も御速ニ被為済、乍少御家来中御扶助も被下、誠ニ以恐悦之至、偏ニ惣体御締り合好、御家来一統忠勤を尽候故与もいふへき歟、夫二者替り御両家様二者年々与御差語り、当暮之処も御上納事甚以御困り之御様子ニ窃ニ承之也

○(安政三年十二月廿日) 一昨十九日御家来中御撫育筋不被任御所存

變感暮之祝盃を伝ふ、世上も案外穩ニ相成、且此方様二者御仕向も御手厚ニ被成下、目出度歳暮与打寄不堪感戴也

○(慶応元年十二月卅日) 夜方之進為祝詞来、家内打寄共々歳暮之盃を伝ふ、当年者御恩庇を以広キ屋敷ニ而家来も多、賑敷歳暮也、不相更田楽を製祝ふ、長束市郎右衛門も折柄来、酒を饗入、当年者春来物入多、且秋以来米価俄ニ下落等ニ而、家計も甚六ヶ敷候得共、銀渡物員数増等之御蔭を以程々仕向も付、安氣二年を迎候也、君恩・祖恩不堪感戴

○(慶応二年十二月卅日) 当年者季夏以来之時勢ニ付而八何角与臨時之出宝筋も多端ニ有之候得共、御仕向も兼而之通被成下、米価も騰貴、彼是之歩ミを以世帯格外之困縮ニも不至、歳杪之會計も種々約付、安氣ニ迎春之設を営候者実ニ君恩・親恩之所使然、不堪感戴事共也

「村上架乗」続編卷十九(二十三)

③ 御鷹方の廃止

三〇七 鷹方役所廃止につき村々取計いの触書

吉川・竹内家「御政事向大御変革ニ付諸御触書写」  
態申遣ス

先般御鷹方被差止候ニ付、此後左之通相心得可申候

一地鳥見之者一円差免候事

一漁留之場処此後御構無之候間漁留札取除差出可申事

一諸鳥取候義不苦候、尤鶴・雁・鴨之類者是迄之通御制禁候事

事

一御鷹野御場処村々百姓共居宅普請之儀、此後御鷹方を見分

無之事

へ共、何分一統勝手向難洪之中、御奉公出精、文武之道不怠相励候段、御機嫌二思召、依之高又少々宛御心付米近年之振合を以可被下候、当御場合ケ様之御惠筋者不一心厚思召二候条、其段何れも相心得、弥以御奉公出精、文武之道実意二相励候様可仕之旨被仰出也、実二当御場合難有御趣意也

○(安政四年十二月廿五日) 当年者不時御物入等も有之、御世帯余程御逼迫二被為至、窃二恐懼罷在候也

○(安政五年十二月卅日) 御時合二付歳末祝詞之往来も無之、寂寥たる歳暮也、乍去小子二於て者当秋大病二付而者莫大之物入相高ミ、甚及困縮候訳二候へ共、米価案外之高直且去春御加増拜領、当暮御仕向相心被下置候故を以先程々に相仕舞候段、実二君恩親恩之然らしむる処与感戴二不堪候也

○(安政六年十二月卅日) 夕森岡万之進・辻清人祝詞二来、一家内団欒相共二歳暮之盃を伝ふ、慈君奉始何れも安全、殊二当年者御仕向も御手厚□□下置、安泰之歳暮也、君恩親恩不堪感荷

○(万延元年十二月卅日) 夜森岡万之進・岩崎常介夫婦入来、例年之如田楽を焼、歳暮之盃を伝ふ、当年者米穀高価二而下々一統困窮之趣二候得共、予者君恩二浴事之厚歳計有、余二者あらず共、当春京師御供二付而者莫大之出宝二も相成候得共窮を告二不至、殊年来志願之慈君御居所も相調、今日者可也者同所二御住居被成、誠二心中安氣之歳暮、実二君恩・親恩感戴二堪たる事也

○(文久三年十二月晦日) 近年打続而之旅行物入湊、別昨冬来之京都御供二者莫大之物入、殊二馬を繫候二付而も彼是物入多く、当年者余程借銀等も増候得共、先々必至困窮之場二も不移、程々二仕回も付、且世上も騒動も不起、目出度歳暮之盃を伝、家内相祝也、亦君恩之所致、父祖之余慶共不堪感戴也、

○(元治元年十二月卅日) 入夜帰宅後、如例年豆ふ田楽を焼、家内団

一村々猪鹿追払之節、鳥見役之もの入込候義勿論差止候事  
一落鳥之内鶴・雁・鴨之類ハ是迄之通差出可申、尤差出方追  
而申付候迄ハ当御役所ニ差出可申事  
右之趣組合村々へ不洩様可申聞もの也

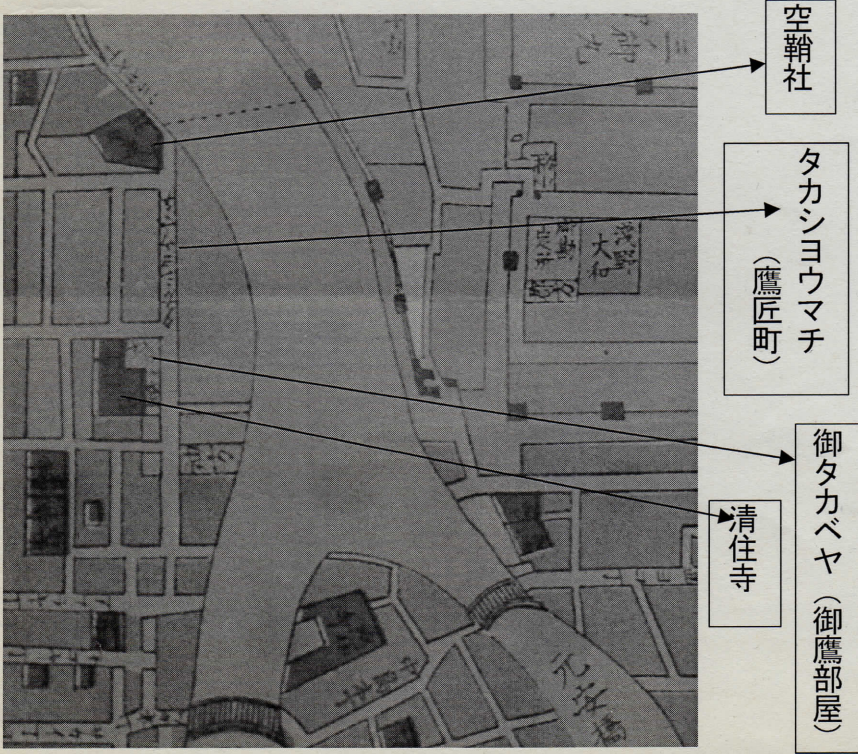
亥五月廿一日  
かも郡  
御役所

割庄屋御宛

『広島県史』近世資料編IV

文久三年

④ 「タカシヨウマチ」と「御タカベヤ」



「弘化2年(1845年) 広島城下絵図」『広島市史附図』(大正13年)



をトドなどと呼ぶ。食用とし、特に冬季の「寒ボラ」が美味。胃は筋肉層が発達し、「ボラのへそ」「ソロボンダマ」と称し、塩焼きなどにする。卵巣は塩づけにして「からすみ」をつくる。日本近海には近縁の魚にメナダなど数種を産する。マボラ。\*本朝食鑑一八「鯛略」鯛ハ音咨訓ニ母羅(ボラ)ニ。\*統春夏秋冬河東碧梧桐選秋「建網の十日の月や鯛の飛ぶ」碧梧桐」

②魚「めなだ(目奈陀)」の異名。因言魚。①鯛のきわめて大きなもの。秋田県②鯛の四年のもの。筑前県③とびうお(飛魚。隠岐知夫郡知夫76)④かじか(鮫)。神奈川県津久井郡若柳016 隠岐(1)腹太きの意(大言海)。(2)ミフトリイナ(身肥大鯛)の義(日本語原学「林麿臣」)。(究歯(標之)①(会之)① 国録書言)

9

みるくひ ミルクイ【海松貝・水松貝】名貝の名。海産の二枚貝。みるがい。内湾の砂泥にすみ、ばかがいと同科で、これよりも大きく、殻長一五センチに及ぶ。殻は厚くてもろく、表面白色で黄褐色の殻皮をかぶる。太く長い水管が美味とされる。『本朝食鑑・一〇』に、黒い鹿茸と似たものがあり、その頭に菜を生じ、初めは微黄で赤色を帯び、老いて深青色となる、これすなわち海松であり、味最も美であるという。これは水管のことと思われる。『魚鑑・下』に「水松好てこの貝に生ず、状食に似たり、ゆへにみるくひといふ」とするのは、水管を海松(ひ)そのものと誤認したことによる俗解であろう。『本朝食鑑』『和漢三才・三』は、漢名「淡菜・殼菜・海蚌・東海夫人(本草綱目・貝)」をこれに同定するが、『大和本草・二四』はこれを誤りとし、「淡菜」は貽貝(ひが)であり、「みるくひは西施舌なり」という。「淡菜」ミルクヒ(東海夫人。殼菜並に同じ)、海蚌同(書言字考)「今肌馴しもはや真中よりきれて、よる昼となくぶらめかし、海松喰のごとくはさみ出したるさま、見るめもくるしければ」杉楊枝・二「是なる岸にあるてふ海鹿藻(ひ)みるくひを取揃」(一代男・三五)

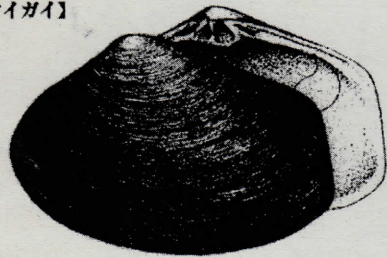
13

夜は「おたん夜」である。浄土真宗一色のこの地では檀那寺にまいり、でんがくをあぶりながら宗祖親鸞をしのんで法話を聞く。

寺にまいらない人は各家ででんがくを食べる。でんがくは豆腐やこんにやく、ゆでた小さいも(里芋)などを竹の串にさしていろいろいっぱい炭火のまわりに立てて並べ、ほどよくあぶってからすり味噌をまぶして温かいのをほおばる。仏前には串ぎしで生のまま供える。

『日本の食生活全集』③聞き書「広島島の食事」(農山漁村文化協会)

12 【ミルクイガイ】



14

- 〔浅野長頼〕  
若殿様御側頭 御広式重役 先輩次第  
御先手者頭次席 三百  
上々様方御附人 石高
- 〔朱書〕  
御小姓組番頭同格  
御住居御用人  
御側御用達同格  
御広式重役  
御側御用達同格  
少将様御側頭  
大御目付格  
御住居附御広式御用人  
大御目付格  
江戸御広式重役  
大御目付格  
御住居附御広式御用人
- 今中 清十郎  
井上 彦之進  
石原 啓八郎  
木全 惣右衛門  
池内次郎左衛門  
賀屋 加仲太

平成二十九年 二月例会資料（二月例会分後追い）

先月進捗 文久元年の九月十一日〜九月廿二日（美：十七日）

一、先月の活字読みの確認点（資料集8）

九月十三日『月次束矢台』傍線部は「京矢台」代力。一月例会資料参照

二、指摘・意見・質問・その他

① 九月十三日・2行目 「射場」

い・ば【射場】・〔名〕①弓を射る練習をする場所。弓場（ゆば）。矢場。

\*延喜式（927）四五・左右近衛府「凡大射人。預前於ニ本府射場ニ教  
官」……以上日本国語大辞典

いば【射場】①弓の練習をする所。矢場。弓場（ゆば）。②射手の立つ  
位置。

しやじょう 一ぢやう【射場】①銃砲の射撃を練習する所。射撃場。②  
弓を射る場所。いば。……以上三省堂大辞林

以前書いた通り、どちらも間違いで無いと思います。只、「しやじょう」  
の方が、やや近代的な言い方なのかな、と感じる程度です。

② 九月十三日・4行目 「解取」

インターネットで検索していたら、瑠璃寺本堂の向拝の修復に関して、一  
連の作業を撮影した写真があり、その中に「瓦取解作業」「木部取解作業」  
と題した屋根の解体作業を写したものがありません。

『取解』が建物の解体に関する建築用語で、江戸時代は『解取』と言っ  
たのではないのでしょうか。

明治初期の文章に「単簡」と表現されたものがあり、現代では「簡単」が  
普通の使用であり、こうした上下が入れ替わる例は少なくないようです。  
我田引水の論法かもしれません。

（平成二十七年十月例会資料 A3・岡崎氏記事）

③ 九月十四日・3行目 『羸』の類字

羸羸羸羸羸羸羸羸（左は潰れて読みづらいですが上の順です。）

羸…羊部 ㄣ画 ルイ・つかれる・よわい・くつがえる・虚弱

羸…女部 ㄣ画 エイ・みちる・あつまる

羸…虫部 ㄣ画 ラ・じがばち・巻貝

羸…貝部 ㄣ画 エイ・あまる・つつむ・うける・勝つ・みちあふれる

羸…肉部 ㄣ画 ラ・はだか・うり（是だけ肉偏となっている。）

羸…馬部 ㄣ画 ラ・驟の異体字 驟馬 ㄣ画

羸…鳥部 ㄣ画 ラ 過羸 ㄣ画 ミソサザイ 須羸 ㄣ画 カイツブリ

(<http://open.mixi.jp/user/809109>)

④ 九月十六日・2行目 『鮒魚』について

「鮒」の字は、確かに大漢和辞典では「一説に、かれひ。…比目魚名版魚  
俗改作鮒」となっています。しかし、他を当たると、「はまち」の例はあつ  
ても「かれい」の例は有りません。  
和漢三才図会（二尺近きは鮒（波万智）と名づく）



鮒 師 音

魚師 鮒  
和名波里萬知  
畧曰波万知

△按 鮒身圓大而細鱗頭大口大背蒼腹白肉中有紫血  
色一條內有細刺如鮪鱗之紫血肉俱曰血合也味酸  
甘不美六月其小者五六寸名津波須西國號和加奈  
炙以蓼醋食之九月一尺許者名眼白十月近二尺者  
名鮒波万智江東松伊奈多為魚軒和芥醋食最美如鮒

△網 鮒唐韻云大者有毒食之殺入今無識者  
△按 鮒身圓大而細鱗頭大口大背蒼腹白肉中有紫血  
色一條內有細刺如鮪鱗之紫血肉俱曰血合也味酸  
甘不美六月其小者五六寸名津波須西國號和加奈  
炙以蓼醋食之九月一尺許者名眼白十月近二尺者  
名鮒波万智江東松伊奈多為魚軒和芥醋食最美如鮒

6527月かろ



本細蝶状如牛脾及女人鞋底細鱗紫白色兩片相合及  
得行其合處半邊平而無鱗口近腹下各一目相並而行  
故名比目魚劉涓子以爲王餘魚蓋不然手餘魚乃  
肉甘干 益氣力

鯽かろ  
音比目魚  
鱗鞋底魚  
鮎精奴屬魚  
鯽かろ  
音比目魚  
鱗鞋底魚  
鮎精奴屬魚

和名加禮比  
又云加禮比

水産名彙

ハマチ ハリマチニ鰺・鰺・鰺・鰺…など

カレイニ鰺・比目魚・半面魚・版魚・左介・扁魚・加禮比…など

鹿児島水産技術開発センター

ハマチニ鰺・波万知 カレイニ鰺・比目魚・王余魚・鮎・鰺…など

新明解国語辞典

はまち【鰺】(出世魚の呼称の一つ) ①ブリ ②〔関西方言〕イナダ

大辞林・大辞泉もほぼ同様

「鰺」の字は主に「ハマチ」を表しています。「カレイ」の意で「鰺」を用いるのは「一説に、かれひ。」であり、俗に用いたのではないのでしょうか。

三、報告・お知らせ

◆ 会員動静

退会…A5角田安晨さん B7栗林弘子さん

昨年退会なさいました。報告が遅くなり、申し訳ありません。

◆ 次例会は三月四日(土) 午後一時半 於当第一研修室 です。

その日の会場当番は、 5班と 6班 です。

(四月例会は四月一日の予定です) (裏面につづく)

…… 萬津箱 …… (余談です)  
上の和漢三才図絵を見ていると、面白いものを見つけました。



人魚  
らんきよ  
鯨魚

和名抄引兼名苑云人魚鯨 鯨魚身人面者也  
本綱引稽神録云有謝仲玉者見婦人出沒水中腰已下  
有魚又有查道者奉使高麗見海沙中一婦人肘後有紅

他、しやちほこの形の鯨など、魚類の所にまじめに載って居ます。

blatnik

△カレイ  
△カレイ  
△カレイ  
△カレイ

平成二十九年 四月例会資料（二月例会分後追い）  
先月進捗 文久元年の九月廿八日（十月十三日）

一、先月の活字読みの確認点（資料集8）

（資料集8）

なし

二、指摘・意見・質問・その他

（今回も特になし）

① 十月十二日『午後梅を徹』

「徹」は、「撤」に直した方が良いのではと思われる方も有ると思いますが、「徹」の字には、もともと「さる・除去する」の意が有りますので「徹」の字のまま使って居ります。  
（誤字ではないが）

翻刻に当たり、当会では慣用的誤字、例えば右「徹」（撤の意・陳（陣）の意は其の儘、「瀉」（瀉の意）は「瀉（瀉力）」等と、多くは其の儘用いる事として居りますが、「くる」の読みであろう「操」は特例として全て「繰」に改めて居ります。「鞞負」↓「鞞負」もその伝でありましたが、最近「鞞負」の方に傾いて居られます。（江戸期は手書き・印刷とも粗『鞞』）

【参考】家乗で使用する漢字の原則順位は次の様です。

- ①常用漢字 ②人名用漢字・表外漢字 ③正字・本字 ④俗字・古字等但、別体字・字の成立ち、組成の違うものは同音同義でも別字とした。

（28年3月例会資料既出）

② 十月十三日頭書「其実小内」

「小内」は、小さい内訳・小科目・内実と云った意味（言葉を面白がる・高橋新一）なのでしょうが？

それとも「其実内実」では意味が重なるので、家政とか家計と云う意味が有るのでしょうか？

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会：A3の近藤英治さん 先月例会から退会されております。  
B7の河内昭一さん 3月例会を以って退会されました。

入会：A2 森崎 邦子さん

A3 樫本 慶彦さん

A5 佐々木 敏さん・小野 悟朗さん

山下 英樹さん

A9 岩崎 泰子さん・麦田 教子さん

野村 正人さん

B7 有田 真理子さん 6月から参加

B8 岡崎 賢志さん 5月から参加

以上十一名の方々です。

（保留×1 取消×1）

◇ 机の並べ方が今月から変わります。（また変わるかもしれませんが）  
1班に付、前後2列の机です。班内の着席位置は各班で決めて下さい。

4～6月の班の配置は裏面に記しておきます。

◇ なお、已むを得ずA9班は新入会員のみとなっております。前後のA1班・4班の方、会の事・家乗の事等不明点の相談に乗ってあげて下さい。よろしくお願ひします。

◇ 次例会は五月六日（土）午後一時半方 於当第二研修室 です。

その日の会場当番は、A・B1班です。

（六月例会は六月一〇日の予定です）

◇ 役員（幹事・副幹事・会計・監査）引き継ぎ

右に付、新旧役員の方は例会後お残り下さい。極短時間で済ませたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

◇ 下寺さんが家乗人名簿文久元年九月を配られます。

◇ 家乗系譜（改訂版）を配ります。参考になさって下さい。

（裏面につづく）

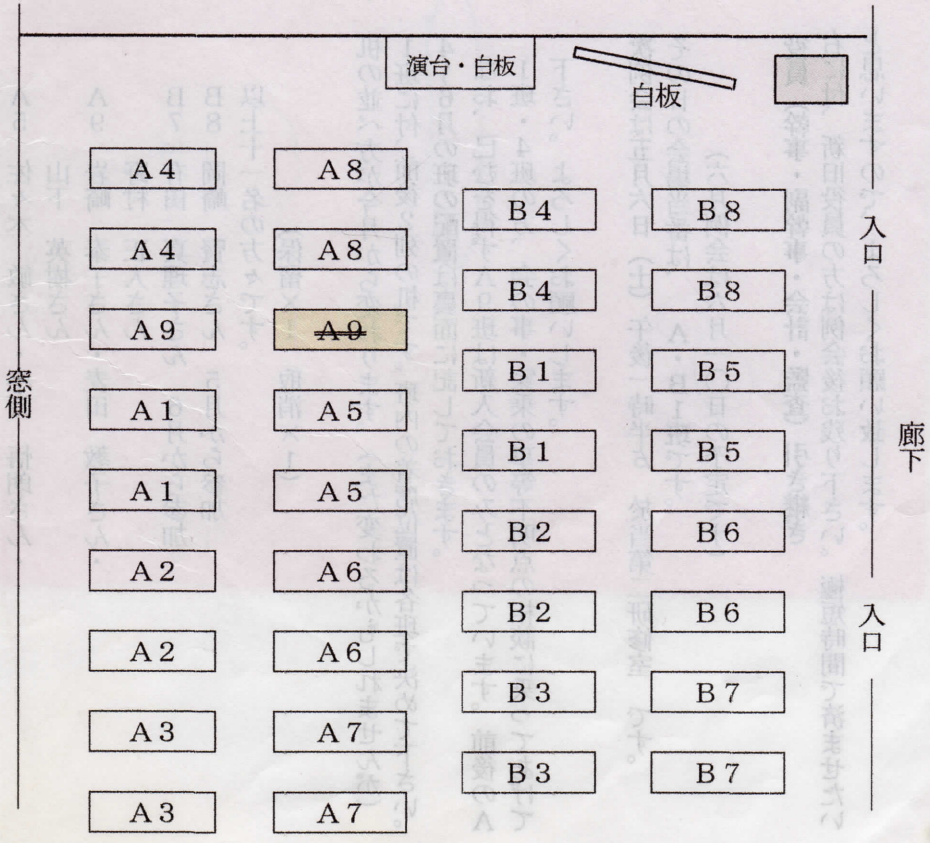
…… 萬津箱 …… (余談) ……



棒火矢

<http://www.okayama-u.ac.jp/user/arc/issue/leaf/leaf30.pdf>

棒火矢



班配置図

平成二十九年 五月例会資料 (四月例会の後追い) (先月進捗) 文久元年十月十四日、十月廿九日

一、先月の活字読み確認点 (資料集8) 『御用人中〇相越候二付』の〇は、「被」か「江」か?

彦右衛門の書く「被」「江」は、最も略して書いた場合区別できない時があります。前後の関係を考えないといけません。此処で「相越」は「行く」とも「来る」とも取れます。「御用人中江来た」の場合は、主語は渋谷舎人殿(本藩)ですから、「御用人中へ来られた」||『御用人中江被相越』と成らねばなりません。

「御用人中(が)行く」ならば、「私が行く積りで館へ出たが、此方様のご用命により御用人中が行かれたので、私は参るに及ばなかつた」となりま

す。つまり『御用人中被相越』と、『被』の儘で良いのではないのでしょうか? 江の例―彦右衛門の書き方 (1画目、の起筆が2画目より稍右寄り。又、書く位置も右寄り多し)

「御用人中江」の場合、「中」の終筆が左にはねた例は無い。 被の例―彦右衛門の書き方 (1画目、の起筆が2画目より稍左寄り。書く位置は中央乃至左が多い)

信利の例は「御用人中」の終筆が左にはねる。 「御用人中被〇〇」の場合、「中」の終筆が左にはねる。

御用人中(が)行く、御用人中(が)来る、御用人中(が)来る、御用人中(が)来る

二、指摘・意見・質問・その他 (今回も特になし。小さな余計事)

① 廿七日『邪熱無之由申薬を患也』

邪熱は熱の滞りのこと。熱は気が生み出すエネルギーの一形態です。 気には「温煦作用」||温める働きがあります。熱は体全身をめくり、余計

なものは体外に皮膚を通して発散されます。その過程が体を温め、生命を支えます。それがモタモタして、一部に蓄積したり、発散できずに全身にとどまったりすると、異常なものとして、熱が変化します。これを邪熱といえます。...中略...

邪熱は、気を傷めつけたり、水を乾かしたり、血を乾かしたりして、生命を弱らせます。モタモタする原因は...

○糖分・油脂分・香辛料の過剰摂取。 ○冷たい飲食の過剰摂取。 邪熱は肝臓・脾臓と深く関わります。

(http://blog.livedoor.jp/hanakotoki-sinsindo/archives/1025846767.html)

三、報告・お知らせ (八月十日(土)) 次例会は五月廿日(土)午後一時半 於当第二研修室です。 その日の会場当番は、A2班・B2班です。

◇ 役員の仕事 (本月例会は本月十日の予定です) 先の例会前、御挨拶されましたが、今一度記しておきます。

幹事... A3 笹野口 幸男さん 副幹事... B3 澤井 潤二郎さん 会計... B4 南條 巧さん 監査... A4 河本 雪雄さん

尚、次年度はAB5・6班、その次はAB7・8班が、次は1・2班と順次担当し、役はその時点の4つの班で互選する事となりました。

◇ 席移動の事 今年度は年4回、すなわち4月・7月・10月・1月を席移動月とします。

当該月には、班毎に一つ前にお進み下さい。一番前の班は一番後ろにお願致します。

(裏面につづく)

平成二十九年 五月例会資料 (四月例会分後追い)  
先月進捗 文久元年十月十四日〜十月廿九日

一、先月の活字読みの確認点 (資料集8)

十月廿日 『御用人中〇相越候二付』の〇は、「被」か「江」か?

彦右衛門の書く「被」「江」は、最も略して書いた場合区別できない時が有ります。前後の関係を考えないといけません。此処で「相越」は「行く」とも「来る」とも取れます。「御用人中江来た」の場合は、主語は渋谷江舎人殿(本藩)ですから、「御用人中へ来られた」=『御用人中江被相越』と成らねばなりません。

「御用人中(が)行く」ならば、「私が行く積りで館へ出たが、此方様のご用命により御用人中が行かれたので、私は参るに及ばなかった」となります。つまり『御用人中被相越』と、『被』の儘で良いのではないのでしょうか? 江の例―彦右衛門の書き方

(一画面目への起筆が2画面目より稍右寄り。又、書く位置も右寄り多し)

「御用人中江」の場合、「中」の終筆が左にはねた例は無い。  
被の例―彦右衛門の書き方

(一画面目への起筆が2画面目より稍左寄り。書く位置は中央乃至左が多い)

信利の例は「御用人中」の終筆が左にはねる。

「御用人中被〇〇」の場合、「中」の終筆が左にはねる。

二、指摘・意見・質問・その他 (今回も特になし。小さな余計事)

① 廿七日『邪熱無之由申葉を恵也』

邪熱は熱の滞りのこと。熱は気が生み出すエネルギーの一形態です。

気には「温煦作用」=温める働きがあります。熱は体全身をめぐる、余計

なものは体外に皮膚を通して発散されます。その過程が体を温め、生命を支えます。それがモタモタして、一部に蓄積したり、発散できずに全身にとどまったりすると、異常なものとして、熱が変化します。これを邪熱といいます。…中略…

邪熱は、気を傷めつけたり、水を乾かしたり、血を乾かしたりして、生命を弱らせます。モタモタする原因は…

○ストレス

○糖分・油脂分・香辛料の過剰摂取。

○冷たい飲食の過剰摂取。

邪熱は肝臓・脾臓と深く関わります。

(<http://blog.livedoor.jp/nanakokotoki-sinsindo/archives/1025846767.html>)

三、報告・お知らせ (六月十日(土))

◇ 次例会は五月廿日(土)午後一時半 於第二研修室 です。

その日の会場当番は、A2班・B2班です。

(本月例会は本月10日の予定です)

◇ 役員の仕事 (七月(日)(土))

先の例会前、御挨拶されましたが、今一度記しておきます。

幹事… A3 笹野口 幸男さん

副幹事… B3 澤井 潤二郎さん

会計… B4 南條 巧さん

監査… A4 河本 雪雄さん です。

宜しく願います。

尚、次年度はAB5・6班、その次はAB7・8班が、次は1・2班と順次担当し、役はその時点の4つの班で互選する事となりました。

◇ 席移動の事

今年度は年4回、すなわち4月・7月・10月・1月を席移動月とします。

当該月には、班毎に一つ前にお進み下さい。一番前の班は一番後ろにお願い致します。(裏面につづく)

…… 萬津箱 …… (余談)

『輪束』(十一月七日)

### 負野刀



Wiki : 大太刀



八多友の絵

○太刀を腰につるすことが佩用。腰にさすことを帯刀。背中に背負うことを輪束(わっそく)といえます。  
○忍者は刀を背中に負う輪束という持ち方をしていました。(Yahoo 知恵袋)

○以前日本刀の背負い方について右肩の方が良いのではないかと言う事を申しました。神伝流では「大小輪束掛遊」の時に左肩に背負います。(日本泳法ポップアップく水との対話)

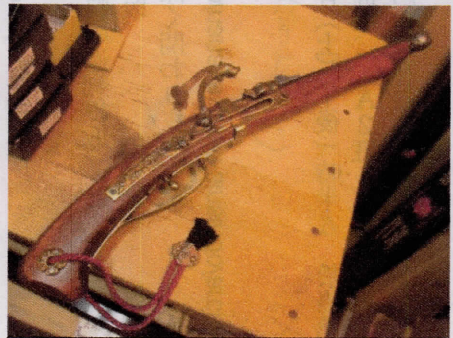
どうも「輪束」とは、刀を背中に負う事の様です。  
……でも……

十一月七日に盗まれたのは火縄銃の備品の様ですから、右は×ですね。「輪に束ねる」ですから。襷早合の事でしようか？ 玉入れをポシエツト風に肩掛けにしたものでしょうか？ それとも、玉ではなく廿四鉛となつていたので、ただ単に、紐で束ねた鉛かもしれませぬ。……結局、分りませぬ。調べた時間が無駄でした。

(つい、「輪束」を調べていて、佐々木小次郎の物干し竿を思い浮かべてしまって、書いてしまいました。お粗末！)



襷早合 (たすきはやごう)  
早合を縦に十数個結びつけた襷がけにして携行します  
<http://www.geocities.jp/shimizuke1955/370hinawaimu.html>



因みに、この銃床の穴も輪束穴と言ひ、紐を通して輪にしています。  
(写真 : <http://busou2.sakura.ne.jp>)

寺院では壇家より死の知らせ、あるいは葬儀の依頼を受けた場合、葬式を行なう前にその家に検僧を使わせ死者を調べた。そして変死の疑いがある場合には、その筋の証書がなければ、葬儀を執行できなかった。中流社会の葬儀は、人が死んだら遺体をむしろの上に移し、逆さ屏風を立て、枕元に卓を置き、櫛(しきみ)、香を供える。また死亡の知らせを告げ、旦那寺に知らせ枕経をあげていただく。次に遺体を沐浴し剃髪させ、白衣を着せて納棺する。棺は木製で富裕な家では寝棺を使うが、貧民は早桶といって、桶を棺に用いた。棺の中には故人の衣服、調度、六文銭を納めた。寛保2年、徳川吉宗が六文銭を入れることを禁じたことがある。

葬儀は一昼夜を過ぎてから行なう。午後6時から始めるが、百姓町人は多く昼間に行なった。出棺にあたり、門火を燃やし、葬列を送る。葬列は僧侶が鈴を鳴らして進み、高張提灯を持つ者、紙華、幡、天蓋、位牌を持つ者が続き、棺は葬列の中央にあつて、その両側に紋のない箱提灯を照らし、後に輿脇の従者が続く。その後喪主が紋のついた箱提灯を従者を持たせ続く。葬儀が終われば埋葬または火葬になるが、この時代には火葬は真宗に多く、他宗は埋葬が多かった。ただし他宗でも本人が火葬したいという希望があれば、火葬が行なわれた。葬儀の翌日には、寺に墓詣りをし、火葬であれば翌日遺骨を拾い、残りの灰は茶毘場の近くに埋める。これを灰塚といった (日本葬儀史(上古江戸)：御葬式プラザ)

家乗嘉永六年〜明治四年を「葬」で検索 76件中

暮六時〜夜四時 × 12

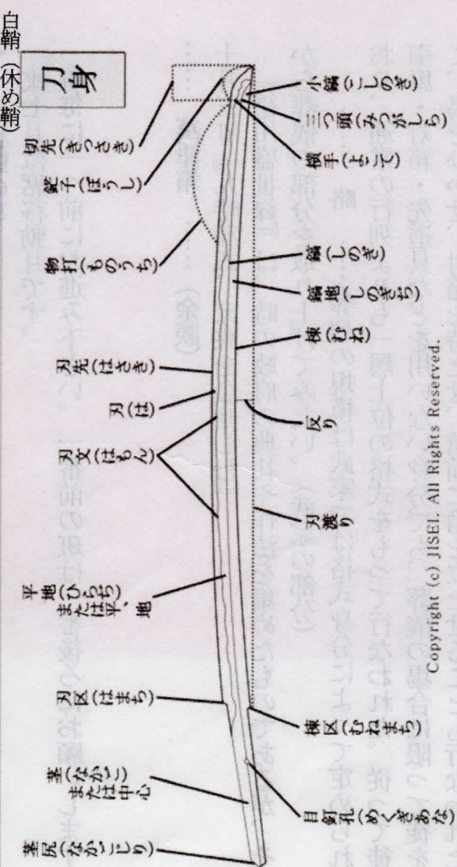
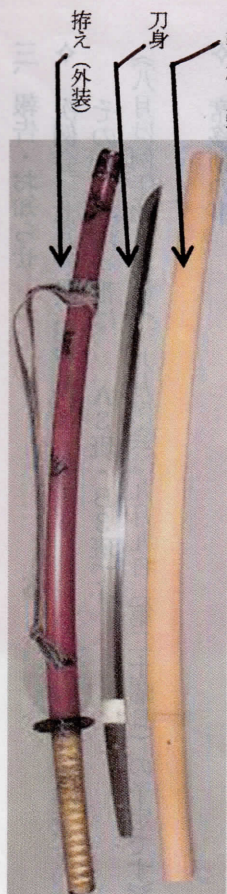
夜九時 × 8

夜(時刻不明) × 48 (家乗で夜は、暮六時〜夜九時)

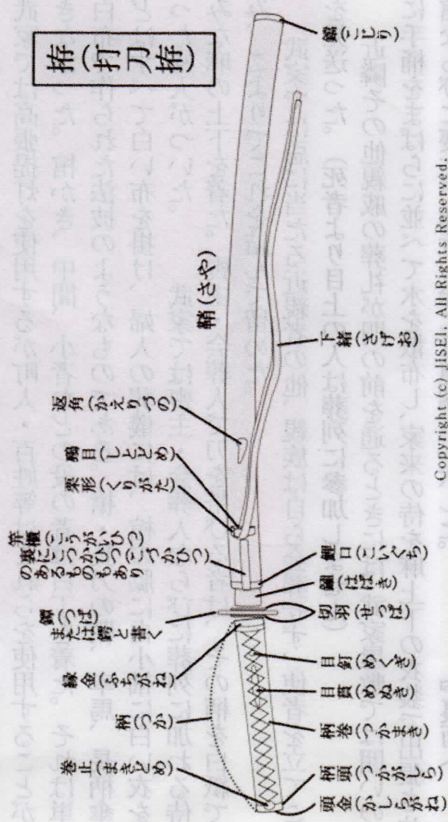
暁八〜明六時 × 5 (内3は、慶熾公・周防様・梅梢院)

朝五時以降 × 3 (出衛様・主水様・少将様)

夜(暮六時〜夜九時)が大半を占めるが、高位の者は早暁・早朝に行われるかもしれない。又、幼児・小児はやや早めの傾向がある。何れにせよ、一般武家の葬式は、現代の様に日中陽が高い時間には行われなかったと言えるようです。



拵(打刀拵)



Copyright (c) JISEI. All Rights Reserved.

Copyright (c) JISEI. All Rights Reserved.

平成二十九年 六月例会資料 (五月例会分後追い)

先月進捗 文久元年十月廿八日〜十一月六日

一、先月の活字読みの確認点 (資料集8) なし

二、指摘・意見・質問・その他 (今回も特になし)

① 十月七日『尤予ニも参候様ニ与噂も有之候へ共、予者重而可参与辞し置也』 …… 三月例会分

質問を忘れて居りました。右傍線部は、どの様に考えたらいいのでしょうか? 「重而」は「もう一度・再び」故、即答しているのに「重而」は変です。又「可参」も「可参与辞し置」(行きますと断る)では理屈に合いません。「可参(不参加)」か、「重而可参(ママ)」でしょうか?  
(例会時説明が有ったとすれば、聞き逃しです。済みません。)

② 十一月朔日『当春之通一倍増渡成』

倍(ばい)は、数学上の概念であるが、その定義は東洋数学と西洋数学では異なっている。

東洋… mのn倍とは「 $m \times (n+1)$ 」  
西洋… mのn倍とは「 $m \times n$ 」 …… (上は原文要約) ……

日本では、江戸時代以前においては東洋数学の定義が用いられてきた(例えば、「一倍」とは今日で言うところの2倍に該当する。また同じく「半倍」とは、今日で言うところの1.5倍に該当する)が、近代以後に西洋数学が用いられるようになるとその意味合いも変化して、今日のように乗法を指すようになった。

1875年(明治8年)12月2日に出された太政官布告第183号[二]において、こうした倍表示が禁止されるに至った。 …… 略 ……

もつとも、こうした理解には異説がある。 …… 略 ……  
「人一倍」という言葉などに近代以前の用法の名残が見出せる。単独で「倍」と使われた場合、大抵は「2倍」を意味する(例…倍になる)

(Wikipedia)

三、報告・お知らせ

◇ 次例会は七月一日(土)午後一時半 於第二研修室 です。

その日の会場当番は、 A3班・B3班です。

《八月は例年通り夏休み。九月例会は九月九日(第二十曜日)の予定です》

◇ 席移動の事

来七月は席移動月です。

班毎に一つ前にお進み下さい。一番前の班は一番後ろにお願いします。

…… 萬津箱 …… (余談)

十月三日『九時葬式、家来を会せしむ』

『徳川盛世録』は、時の政府の典礼や作法を集めたものであるが、そこから葬儀の部分を取り上げてみたい。(武家の部分)

…… 略 …… 葬列の規模は武家では格式身分によって定められており、通常の行列よりも一層上位の格式をもつて行なわれた。従って徒・率馬・対箱・先道具などを用いない身分でも、葬儀の場合に限って徒を立て、馬をひかせ、対箱を持たせ、棺前に槍を立てることも行なわれた。

武家では高張提灯を使用するが町人・百姓等はこれらを使用することができなかった。棺かき、中間、小者などの役の者は白丁を着た。それは単の白布で作られた法披のようなものである。槍・長刀の鞘、率馬、長柄傘などはすべて白い布を掛け、婦人の葬儀には、棺の脇に白小袖に白い衣を被った婦人がついた。 武家では喪主・会葬人ならびに葬列に加わる侍もみな麻の上下を着た。喪主・会葬人で刀を帯びる者は、その柄を白紙で包み、こよりでこれを結んで留めた。

武家では忌に当たる近親者の他、親族は自ら会葬せず、使者を立てこれを見送った。(死者より目上の人は葬列に参加しません)

近隣その他親戚の葬礼が門の前を通るときには、武家屋敷では囲いの外に手桶をまばらに並べて水を散布し、家来の侍を麻上下の衣装で出張させ、棺ならびに喪主が通行の際には道端に平伏した。

裏面

平成二十九年 七月例会資料 (六月例会分後追い)

先月進捗 文久元年十一月七日〜十一月廿日

一、先月の活字読みの確認点 (資料集8)

(資料集8)

なし

二、指摘・意見・質問・その他

① 十一月十四日『棗』

小さめの乾燥プルーンと云った感じの乾燥ナツメは、大棗(タイソウ)と云う漢方薬として知られる有用なものです。

冷え・むくみ・便秘や下痢・婦人病等に効果が有るといわれており、鉄分がプルーンの1・5倍有り葉酸も豊富である事から貧血予防に、又カリウムも豊富で熱中症対策に効果ありとされています。

(ネタ元あちこち)

6月15日の中国新聞でも紹介されており、国産物は今年在庫が底を突くほどの人気とのこと。



② 十一月十六日頭書『月帯蝕』

Wikiで月蝕を調べると、月入帯食・月出帯食が出て居り、月蝕の最中に地平線を出入することを言うようです。

「11よみのページ」で文久元年十一月十六日(西暦1861年12月17日)の月をシュミレーションして見ました。午後4時25分地平下で月蝕が始まり、5時頃月の出、5時18分最大食分0.2、6時11分本影食終りとなりました。(右時間は、定時法)

つまり、この日の月蝕は、月出帯食で、食分二割(当時は二分と云う)という事でした。

③ 参考資料②牢屋敷(藪屋敷)

往古広島府下の監獄は・市中の牢舎と城内の牢舎と二つに分かれありしか如し 古老伝へていふ町の牢舎は油屋町にありし・後に牢舎は上流川に刑場は竹ヶ鼻に移されたり云々と 其城内の牢舎は第三郭南門内の西側に在り(中略)寛永十年十二月に至りては己は藪邸即ち上流川町門西側の一邸を以て牢舎を設置せられ市中の牢を茲に移され普通の罪囚を収監せられたるが如し 而して此藪邸内には糾弾所も設置ありし由なれども是亦其詳細は知るべからず。享和年間に至り此所にて罪囚の糺問をは廃止せられ城内奉行所に於いて之を執行せし所なり 従来監獄は永く同地に在りて後遂に廢藩の当年に及ぶところなり……略

三の丸牢が置かれていた場所は、『安芸広島城所絵図』を参考にすると、現在の「ひろしま美術館」がある敷地の一角だと思われる。……略 城下に置かれていた町牢であるが、『広島県史 近世1』「牢番役」には、『芸藩志拾遺 第26巻』とほぼ同じで、油屋町に置いていた牢舎を上流川町内西側に移転したと略記(以下略)(HP:江戸時代の刑罰施設……これが先月の講師資料にある地図上の牢屋敷と思われ、先生の仰るように、現代の地図と照らし合わせると、三越あたりに該当する。

④ 十一月十七日『透聴』 ↑この語は見当たらない。

すきみ【透見・隙見】||「名」隙間からのぞいて見ること。のぞき見。家乗で良く出る「透覧」も「覧」は訓読みで「みる」だから「すきみ」で良い様な。とすると、「透聴」は解説されたように「すきぎき」か？

三、報告・お知らせ

◇ 八月は例年通り夏休みです。

◇ 次例会は九月九日(第二土曜)午後一時半 於当第二研修室 です。その日の会場当番は、A4班・B4班です。

◇ 席移動の事

今月七月は席移動月です。

班毎に一つ前にお進み下さい。一番前の班は一番後ろにお願いします。

B5下寺さんから今回の「着袴」や、「御目見」「前髪取」等の話題が興味深いと、資料を頂いたので載せてみます。家乗と同時代の話で面白そうです。青空文庫に有ったので、今度読んでみます。

「鳴雪自叙伝」 岩波文庫より抜粋

私の生れたのは弘化四年四月十五日であった。代々伊予松山藩の士で、父を内藤房之進同人(ともさね)といった。同人とは妙な名であるが、これは易の卦から取ったのである。母は八十といった。私は長男で助之進といった。その頃父は家族を携えて江戸の藩邸に住んでいた。私はこの江戸で産声をあげたのであった。幕府の頃は二百六十大名は皆参勤交代といって、一年は江戸に住み次の一年は藩地に住んだ。そして大名の家族は江戸に住んでいた。それに準じて家来も沢山江戸藩邸に居た。

(中略)

五歳の冬に私は上下着(かみしもぎ)をした。小さな上下に大小をたばさみ、親類うちなど披露にまわった。上下着をしてからは、小つげな体でも屋敷外へ出る時には大小をささねばならなかった。もとよりそれは軽い、玩具のようなものであった。屋敷内では上下を着たり袴をはく時の外は脇差一腰だけをさした。脇差だけは子供同士遊ぶ時でも差さねばならなかった。

(中略)

私は九歳の時君侯へ初めて御目見えをした。御目見えをしないと、いかに男子があつても、主人の歿した際、家禄が減ぜられる走りであった。それで男子は八歳以上になれば、君侯の御都合を伺つて、御目見えをして置くのである。私もこの御目見えの時上下を着用して上屋敷へ行つた。なんでも一日か十五日かの式日で、諸士に御面会あるそのついでにお目見えをしたのであつた。そばには父が附いてくれたが、怖いような気がした。

この御目見えを済ました子を『御目見え子』といって、その翌年から君侯に対して年賀もするし、その君侯が亡くなれば葬儀を見送り、法事の際には参拝して饅頭などを戴くことになつていた。

私のお目見えをした君侯は勝善公といつて、その後間もなく亡くなられたので、私も上屋敷へ行つて葬儀を見送つた。葬儀の場合にはたとえ君侯といえども柩は表門から出すことは出来ず通用門から出すのである。表門から死人を出すという事は、幕府から賜つた屋敷ゆえ憚るのである。士以下の葬儀は別に無常門というがあつてそこから出した。この葬送の時目についたのは、君側の小姓の上席二人の者が鬘を切つて、髪を垂らしていたことである。これは徳川の初め頃であれば追腹をすべき者であるが、それは禁制になつていたので鬘を切つて、君侯の柩の中に収めて、その意を致す事になつていたのである。

(中略)

私は十六歳の時に半元服をした。今日こそ生れた時の産髪のまままで漸次だんだんと年を取つて、それを摘み込み、分け方を当時の風にしただけで、ハイカラがつてゐるけれど別にその上の変化はない。しかるに昔は幼者と成年とは非常の変化で、まず生れ落ちた時の産髪は直ちに剃つてしまひ、後うしろの方へ『じじつ毛』と言つて少しばかりの髪を残して置く、それから少しすると耳の上の所へも少しの髪を貯えて、これを『やっこ』と言ふ。また頭の頂辺へ剃り残したものを『お芥子』と称える。なお少し年が行くと前へも髪を貯えて『前髪』と言ふ。これがまず三、四歳の頃であるが、五歳になれば男子は上下着というをして、小さな大小をも帯び、従つて髪の間も違つて来る。頭の周囲にも髪を垂らしてそのお芥子にも鬘を結うし、また前髪もちよつと結んで後へ曲げる。更に年を取れば今まで垂れていた周囲の髪を、小さく結つたままの前髪と共に鬘へ結い込んで初めて若衆姿となるのである。私も八、九歳の時からそうしていた。半元服と言ふのは前髪のついている額を、剃刀を以つて角深く剃り込んで、それと共に今まで前髪を結つていたのを解き放すのである。それを『角すみを入れる』ともいつた。

内藤鳴雪・俳人。江戸の生まれ。本名、素行。別号、老梅居。正岡子規の影響で俳句を始める。平明温雅な作風で、日本派の長老と仰がれた。著「鳴雪句集」「鳴雪俳話」など。

以下は、先日新規入会の方から頂いたご質問とそれにお答えしたのですが、正確を期する為、先生に御相談申し上げた所、コメントを頂ける事に成りましたので、コピーを配ります。尚、略 は読み方の質問で、例会で既に読まれていますので略しました。

## 質問 (回答は2枚目に)

### (1)文久元年十一月朔日

・・・槍持料も半方渡、当春之通、一倍渡也、但二月与当月まで両度ニ半方四拾匁づつ渡也、・・・この部分の意味が何度考えてもよく分かりません。意識すると次のとおりではないかと思うのですが、

十一月朔日に、槍持料は 1/2 支給された。今年の春二月は 1/4 支給されて、この十一月にはその倍が渡されることになっている。

ただし、実際には二月と十一月の2度にわたり槍持料は 1/2 ずつ四十匁づつが支給された。

### (2)文久元年十一月五日

・・・決而水腫二者無之、又不回り之事与申也、

5月6日配布の参考資料に「不回り」の項目がありますが、どれが該当するのかわかりません。家乗のこの日の記述はどういう意味なのでしょう。

十一月十九日にも「全不回り」が出てきます。

### (3)文久元年十一月七日

村上家乗では兵蔵がたびたび西向寺に代参させられています。代参というにはあまりに回数が多いような気がします。

彦右衛門は西向寺に行きたくない理由があったのでしょうか。あるいは代参に行かせるべき理由がなにかあったのでしょうか。

### (4) 略

### (5) 略

### (6)日記なのに仕事の話が出てこない

村上彦右衛門が書いている日記なのに、仕事の話がほとんどでてきません。家族の誰が風邪を引いた、だれそれが訪問してきた等々です。仕事の記録帳ではなく、天気や家族、友人の行動記録帳のようです。これらの記録は何のためだったのでしょうか。将来、なにかのために参照しようとしていたのでしょうか。

(7)文久元年十一月十三日

この日「丁酉」と書くべきところを「丙酉」と書き間違えているのはとてもおもしろく思いました。六十干支は、暦を見ながら書いているのかと思ったら、こういう書間違いをするということは、六十干支 28 の次は 39 のはずなのに、自分で計算して 29 と間違えたのでしょうか。六十干支の順番を頭で覚えているなら、間違えたことは不思議なのですが。この書き間違いには、とても関心があります。

(8)文久元年十一月十三日

・・・宇衛様今晚御泊掛けニ 御里様へ御出被遊也、・・・  
「御里様」の前に空白があります。里に様がついて、けつ字までついてしまっているのは何故なのでしょう。

(9) 略

(10)文久元年十一月十四日

この日の最終行 「夜半より雨降」とあります。  
夜半の天気を冒頭に書かずにこの位置にあるのはどうしてでしょう。14日の日記を書き終えて、15日の日記を書くまでのあいだの気象だったからなのでしょう。

(11)記述の順番

各日付内の項目の順番は、時系列かと思っていたら、そうでもなかったりします。項目の重要度の順でもなさそうです。どうなっているのでしょうか。

本日の節冊 11/21 ~ 11/29

B6 11/21 ~ 23

B7 11/24 ~ 25の節冊

B8 11/25 ~ 26

A1 11/27 ~ 29

A1	A5	B1	B5
A2	A6	B2	B6
A3	A7	B3	B7
A4	A8	B4	B8
A9			

← 足るもの



## 答え

(1) 当時の彦右衛門さんの俸禄の支給日を調べてみると、知行高百五拾石は十一月に、役料は七月と十二月に半分ずつ、附足輕・鎧持料は二月と六月に 1/4 ずつ、十一月に半分支給されていたようです。(年によって差異有り) 外に扶助料(ボーナスの様なものか?)が十二月にできていました。

文久元年、附足輕切米は2月・6月にも出ています。槍持料は6月に記載がありません。2月に平常の2倍(当時の言い方で「一倍」)出たのでしょう。(文久元年家司役に昇進、初めての槍持料か?)その為、夏支給槍持料が無かった。

・・・「槍持料も半分頂いた。当春同様(春・夏定額の2倍)であった。但し夏は無く、二月・四月の二度に半分宛頂いた。」・・・  
全体で2倍貰える訳もないので、此の位の解釈しか出来ません。

(2) 5月6日配布参考資料の「不回り」の項目はどれも当たっていないと思います。先生も、東洋医学の事は分らないと仰っていました。

・・・「水腫(浮腫)と云うほどではない。水(血・体液)の巡りが悪いのだろう。」・・・  
主位の事だろうとは思いますが、全くあてにはなりません。

(3) 以前例会資料に書いた話題の中程(家来の代参のあたり)にヒントが有るかもしれません。

⑤ 家小は寺に月参りしないのか?

質問: この時代女性(ここでは家小)は寺への月詣りはしないのだろうか。(11) 九日に法事があって彦右衛門氏は他用あって「予は参らず」とあり家来兵藏をお寺に遣わす。何故奥さんの家小さんが御主人の代行をしないのであろうか。

女性は法事を勤めなかったということは聞かない。しかし家乗では家小がお寺への代参をしたという記述は残念ながらも、勿論お寺詣りの記述はあるけれど「月詣り」の記述は見受けられない。

考察: 江戸時代、官学として武家層に定着した儒教では、差別と云う訳ではないが、男性と女性の役割が区別されていて、先祖の祭祀は男子が行うとされていたのが主な理由だろう。又、その影響か、武家社会には表と奥の区別が厳然とあって、先祖供養は表の役割だったのであろうか。將軍不参の時、將軍の代参は老中や高家が行い、同様大名の代参は(家乗においても)家老や年寄が、家老の代参は家司や用人が、と何であれ(制度・行事・生活等)將軍家から末々に至るまで(階級により程度の差はあるが)上に倣う風があり、それが武家社会全体を引き締めていたのかもしれない。それ故一般武士の代参も嫡男や家来が務めていたのではないだろうか。

勿論、御台所や奥方など女性が祭祀への参加や寺院参詣をしなかった訳ではないが、それは従の立場での参加であり、参詣も個人的な信仰心によるものとされたのだろう。そう云う訳で、家小は代参はしない、のではないだろうか。

63

・・・でどうでしょうか？

忙しい時等、代参が当り前だった？ 全く根拠はないので、見当はずれかも・・・

大切な場合には本人が行っていますし、全部本人が行くとなると、大変です。

又、他家の葬儀（前後も）なども目上（同輩以上？）の場合を除いて、本人は出席しません。

家来又は嫡男を遣わします。後で見舞には行っているようですが。

(6) 仕事の事については、上田家に公用日記が有るように、東城浅野家にも別に用人等が交代制で書いたものが有ったのでは、・・・と思われまし、

公用文書・通達などの写し？綴は別にあったようです。依って、略記で済ませているのではないかと。

家乗は村上家の日記であり、当時は慣例・前例が重要で有ったと思われ、事有るごとに前例を見返していたのではないのでしょうか？

(7) 下の (10) (11) に有るように、メモを数日纏めて清書している様です。

メモに干支は書いてありません。間違いはページが変わる所、当日が「甲や庚、癸や己」「未や巳」の場合、

(昨日見返してみると、色々な場合が有り、上の様な例もあるくらい、でした。)

等から始り、あと数日に渡り間違っている時（時に半月以上）が有ります。

此処はそれらとは異なり、単に前々日の「乙」が目立ち、目に焼き付いてうっかり間違ってしまっただけかもしれません。（暦は見えていないのでしょう）。

(8) 宇衛様（忠）＝上田安節長女＝当時上田家当主上田主水（重美）妹。

と言う訳で、宇衛様の「里」は上田家ですので・・・それなりに様も付けますし、闕字も有るでしょう。

(10) 及び (11)

彦右衛門さんは家乗を書くにあたって数日に渡ってメモを取り、纏めて日記を書いているふしがあります。

時に其のメモがある（メモだけの時も）場合が有ります。

ならば時系列に沿って書けば、とも思いますが、書き直しのきかない毛筆での筆記ですので、メモに沿って書いていて、話も前後するのでしょうか。夜の気象・天文等は最後に来ることは割りに多い様です。

以上、個人的見解ですので、あてにはなりません。

どうしても不明に思われるところ、これは違うだろうと思われるところは、

周りの方・（時間が有れば）先生に質問なさってみて下さい。

\*\*\*\*\*

この様に、疑問点・不明点（班内・周囲で解決できなかつたり、聞き辛い場合）や意見等有りましたら、メール（a.8ta@nifty.com）又は葉書（住所は班長さんに聞いて下さい）等で八田迄お寄せ下さい。例会資料で取り上げます。

但し、採否はおまかせ・・・という事でお願いします。

平成二十九年 十月例会資料(九月例会分後追い)

先月進捗 文久元年十二月一日〜十二月十一日

一、先月の活字読みの確認点 (資料集8)

なし

二、指摘・意見・質問・その他

① 十二月朔日『大小修覆之義弥治定』

「治定」は、以前にも書きましたが、読みで意味が変わります。

(角川漢和辞典・大辞林・大辞泉)

ち(じ)てい…世の中がよく治まっている。政治が立派におこなわれる。  
ち(じ)じょう…落着き定まる。決まりをつける。必ず。きつと。

三、報告・お知らせ

◇ 席移動の事

今月は席移動月です。

班毎に一つ前にお進み下さい。一番前の班は一番後ろにお願いします。

◇ 次例会は十一月四日(第一土曜)午後一時半方 於当第二研修室で  
す。

その日の会場当番は、A6班・B6班です。

(十二月例会は十二月二日の予定です。)

…… 萬津箱 …… (余談です)

十二月十日 『名倉求馬入来、慈君御歯を抜呉候由』

家乗ではく老と医師は出て来ますが、歯科医は未だ見た事がありません、  
当時歯医者居なかったのか? 虫歯はどうしていたのか?

…… 調べてみました。

深川歯科 歯のおもしろ歴史館：日本の歯科之歴史

701年の大宝律令で医療制度のなかに耳目口歯科として歯科が確立されました。文献上としては、永観2年(984年)に丹波康頼が撰した「醫心方」(いしんぼう)に記録が残っています。…中略… この本の第五巻に、口歯の諸病、口腔衛生法について書かれています。…中略…

歯科は、鎌倉期―南北朝期―室町時代初期には、口歯咽喉科となり、室町時代末期―安土桃山時代に口歯科として独立しました。口歯科を担当する医師は一般医師の修行を終えた後に口中科を専門としたので口中医と称しました。室町末期から江戸時代にかけて、入れ歯のみを作る口中入歯師と医学の専門教育を受け抜歯や口中の治療を行う口中医がいました。口中入歯師は江戸中期頃には一般民衆の治療を行うようになっていました。

長崎県歯科医師会「歯の歴史博物館」<江戸時代の歯科事情>

朝廷では丹波家、幕府では丹波家の流れをくむ金保家が代々口科専門医として活躍しました。平安時代から続く口中科の医学知識は、朝廷や幕府の内部に止まっていた。

房楊枝と呼ばれる歯ブラシが使用されるようになりました。一般庶民の歯科治療は本道医(内科医)や金創医(外科医)が行っていました。その他に歯医、歯医者、牙医、口中医師、歯薬師などと呼ばれる医師たちが、下級武士や一般庶民の歯の治療に当たっていました。こういった医師とは別に全く医師でない香具師(歯抜師、入歯師)という人たちも歯の治療を行っていました。

江戸時代前半までの治療方法は、現在の治療方法と違い、①薬物の内服や塗布、②手術として刺針法や抜歯、焼灼法、などが応用されました。直接むし歯に対して積極的に治療を試みることはありませんでした。西洋の歯科技術に比べれば劣っていましたが、義歯と抜歯に関しては優れていました。

同 <歯抜・歯抜師>

歯抜、歯抜師は香具師仲間です。彼らは師弟の組織があり、親分から抜歯のワザを仕込まれました。その修業とは、厚い板に釘を打ち込み、それを

用具を使わず二本の指先だけの力で抜き取ることでした。商売は社寺の祭礼や縁日などの盛り場で、刀の居合抜きやコマの曲芸で客を集め、面白い口上で集った客の中から抜歯の希望者を募り、その場で抜いてやり、料金をもらっていました。その手業の妙技を見せてまた客を募る、いわば大道芸の治療でした。これはヨーロッパやアメリカと同様です。ついでに歯磨き粉や歯痛止め、うがい薬なども売り付けていました。香具師は歯の医学などの知識は全くなく、その技能だけで商売をしていました。

### 神奈川県歯科医師会「歯の博物館」

治療は上層階級やお金持ちの人に限られていた。江戸時代に虫歯で悩む人々は、痛みがうすれるように、次のような民間療法に頼っていた。

- 1) 神仏に祈願する
  - 参拝、奉納、お払い、願掛け（がんかけ）
  - 病除けのお守り（護符…ごふ）
  - 僧侶・神官による加持祈祷（かじきとう）
  - 守り札、
- 2) おまじない
  - 病封じ（やまいふうじ…祈祷師による呪術）
- 3) 鍼、灸（はり、きゅう）
- 4) 生薬（しょうやく）などの民間療法
- 4) 家伝薬（かでんやく）、売薬または漢方医学

### 若葉歯科医院「入れ歯今昔物語」

紀元前から歯に悩まされ、なんとか歯を元通りにしようとしてきたヨーロッパではさぞかし技術が進んでいたと思われるでしょう。

ところが、意外なことに日本の方が、今の入れ歯に近い物をかなり昔から使っていたようです。

発掘された中で、日本最古の入れ歯は、全部「木」でできた「木床義歯（もくしょうぎし）」です。使っていたのは天文七年（1538年）四月廿日に74歳で亡くなった、和歌山市の願成寺（がんじょうじ）の仏姫（ほとけひめ）という尼僧でした。この入れ歯は、黄楊（つげ）の木を彫ったもので、歯の部分と歯肉の部分が一体になっています。

……と言う訳で江戸時代にも「口中医」や「入歯師」が居たようですが、広島にも居たかどうか？ それは分りませんでした。名倉求馬は東城浅野家来ですので、医師でも香具師でもありません。見よう見まねで、抜歯が得意だったのでしょいか？ 何れにせよ、当時麻酔薬もなく抜歯するのですから、慈君も痛かったでしょうね。でも、ずっと疼くことを思えば、我慢できたのかもしれない。それにしても、歯痛の話も余り家来に出て来ません。彦右衛門も文久元年四月、歯痛により数日難義し呪封を乞うて以後、明治まで2〜3度痛がつた程度で、歯の事で医者に掛ったことは無いと思います。



『きたいな名医難病治療』部分  
（歌川国芳画）

### （余談の余談）

晩年の家康は歯が無く、入れ歯だった。甘党の将軍家茂など虫歯が30本も有り短命の遠因となったという。



日本最古の仏姫の木床義歯

平成二十九年 十一月例会資料(十月例会分後追)

先月進捗 文久元年十二月十日〜十二月二十一日

- 一、先月の活字読みの確認点 (資料集8) なし
- 二、指摘・意見・質問・その他 なし

三、報告・お知らせ

◇ 次期テキスト「福島正則遠流之節城請取渡之聞書」を配ります。

◇ 次例会は十二月二日(第一土曜)午後一時半 於第二研修室です。

その日の会場当番は、 A7班・B7班です。

(二月例会は一月六日(土)の予定です。)

…… 萬津箱 …… (余談です)

次テキスト及び次々テキスト「広島開基」の参考として

【大名騒動録…福島左衛門太夫正則】

家康は秀吉のあとの天下を狙い、どちらかといえば単純な正則や情にもろい加藤清正を味方に引き入れ、その反対派の三成を悪者にした。

…中略…

関ヶ原で勝利し天下人への道の仕上げにかかる。豊臣の存在が問題となるが、結局は取り潰さざるを得ず、大坂の陣が起きた。

そこまですべて正則は豊臣家に対する忠誠を捨てられないと考えられ、大坂の陣への出陣すら許されなかった。

…中略…

などいろいろと大坂方と思われる大小の事柄があり、徳川家を刺激したのであろう。いずれにしても正則が豊臣家に好意を寄せていたのは事実である。このような危険な人物を大坂の陣に出陣させるわけにはいかない。

伊奈図書首・正之と満天姫

関ヶ原本戦で家康が勝利した直後のこと、正則は家康とともに敗走する

敵を追って京に向かって進んだが、草津に達すると、正則と池田輝政、浅野幸長は先発隊として京に入り、御所を守り京の地を安定させよとの命を受けた。正則はすぐに山科に陣を移して、嫡子正之に士卒三百を与えて京に入れた。その後、正之との連絡に家臣佐久間加右衛門を派遣した。

佐久間が正則から正之に宛てた書状をもって三條大橋にかかると、家康の旗本で関東郡代を務める伊奈図書が警備を固めていて、佐久間を通してくれない。

強引に通ろうとする佐久間を警備の足軽が阻止し、佐久間は山科に戻り正則に報告したあと「このような恥辱をうけた上は、武士の面目がたちませぬ故切腹いたします。伊奈図書の仇をお取り下さいませ」というようなことを言った。正則は激怒し、佐久間の腹を切らせて自ら介錯した。佐久間の首を井伊直政の許に送って伊奈図書の首を要求した。

直政も驚き、かつ呆れたが、今は関ヶ原で勝利した直後の大事なとき、迂闊なことではできず家康に言上した。家康も困惑したが「足軽の首を与えよ」ということで交渉させた。だが正則は一步も引かず「伊奈図書の首をいただけないなら、ご奉公もこれまで」と聞き入れない。直政はいろいろと有めるが正則は聞く耳を持たず、ついに家康も伊奈図書の首を与えたといい。これには正則満足したが、家康が正則に遺恨を持ったのは間違いない。

もう一つ、正則の嫡子であった正之は、正則の姉の夫別所重宗の子で、正則の養子となっていた。この正之の正室は家康の養女満天姫であった。実際は松平康元の娘であり、秀吉の死の直後に家康が諸大名と勝手に婚姻関係を結んだときに、養女にして正之と婚約、そのちに嫁いだのである。

正之は嫡子でもあり、正則亡き後は家督を継げるはずであったが、やがて正則に実子正勝が生まれた。すると正則は嗣子を正勝に変更、怒った正之は正則暗殺を謀ったが発覚し、正則に幽閉されて死去。そのとき正則は正之の発狂と言って満天姫を徳川家に戻した。

これらが全て事実であるかどうかはともかく、徳川家にとって正則は取り除くべき大名であったことは間違いない。あとは、口実だけであった。

## 広島城無断修理

正則が城主となった広島は、デルタ地帯であり、洪水が多かった。元和三年(1617年)の台風による洪水被害はこのほか大きく、城内三の丸まで浸水し石垣も破損した。当時は既に武家諸法度が公布され、新たな築城や既存の城の拡張は禁止され、修理修築も許可制であった。

正則は翌元和四年、帰国を前に本多正純に口頭で城郭修理の許可を求めた。本多正純は家康の側近官僚であった本多正信の長男で、家康の信任厚く、家康死後も幕府随一の権勢を誇っていた。

正純は城郭修理を願う正則に色よい返事をしたが、明確な許可は与えなかった。最終決裁者は將軍だから「上様によしなに取り計らう」というような返事であったらしいが、正則にすれば時の権力者が取り次ぐのであるから許可を得たも同然であった。あとはただ許可証の到着を待つばかりであったが、いつまで待っても許可証は到着しない。たまりかねて応急修理を行い、その完成を待って元和五年(1619年)三月に江戸に出府した。ところが待っていたのは城郭無断修理の罪。江戸屋敷に上使が来て詰問されたが、このとき正則は一切弁明しなかったという。おそらく謀られたと悟り、弁明しても無駄と考えたのだろう。さすがに幕府も気がとがめたのか、「これまで功、大なるをもつて、無断修理の個所を破却すれば罪を許す」と言ってきた。

正則は広島に使者を派遣して破却を実施するが、これが修理個所と無関係で、かつ影響のないところを申し訳程度に毀しただけであった。幕府の思うつぼである。

## 晩年の正則

同年六月に津軽への国替えの命が下るが、この時には伊奈図書を切腹に追い込んだことも罪に問われたという。これらに対しても正則は恭順であったという。次いで翌七月、越後魚沼郡内で二万四千石、信濃川中島で二万石、合わせて四万四千石を与えられて転封させられた。正則は八月に家臣三十余名を連れただけで信濃に向った。

(左の丹後は「城請取渡蘭書」中では丹波)

このとき広島では留守居の福島丹後守治重が家士を城に集めて籠城した。

やがて城受取の上使永井直勝と安藤重信が来ると、治重は「この城は主君正則より預かったものであり、正則の命がなければたとえ將軍たりとも渡せない。強いて受取るといふのなら、槍先にて取られよ」と言い放つ。

正使永井直勝は正則の許に急を報せ、正則は家来に感謝して涙つつ城を開け渡すよう書状を書いたという。これを受けて治重は無血開城し、福島家臣は悉く諸大名から招聘され失業者はなかったという。

ただ一人福島治重だけは招聘を断り、京都東山に閑居した。

このエピソードは福島城渡しと呼ばれ、のちの城受け渡しの模範となった。これ以後幕末まで多くの大名が改易となり、城地を没収されたが戦鬪に及んだことは一度もない。それは、この福島城渡しが範とされたからだと言いつける人もいる。

ちなみに福島正則という人は家臣を大事にする人であったらしく、多くの家臣から慕われたらしい。佐久間の仇に伊奈図書の首を取ったことや、城受け渡しのことなど、正則の家臣に対する接し方がよく現れている例であろう。

信州に入った正則は須坂藩主堀直升のもとに一旦入ったあと、川中島の高井野村に居館を作つて、寛永元年(1624年)七月に死去するまでの六年間を過ごした。その間、天和九年(1688年)九月に嫡子正勝が世を去り、正勝に宛行れた魚沼領二万四千石を返上、川中島二万石のみとなる。形式的には二万石の大名だが、実質は配流であり、寛永元年七月十三日に六十四歳でさびしく死去した。

死去の報に幕府から堀田勘左衛門正吉が検死に赴いたが、正則の遺体は家臣津田四郎兵衛により、既に茶毘に付されていて、このため二万石は収公され庶子正利に三千石が与えられた。このことから正則は自害して果てたともいわれる。

(<http://roadsite.road.jp/profile.html>)

(以上ネット記事の切り貼りですから誤りが有るかもしれませんが。上記丹後守も丹波守が正しいのでは、と思いますが、次々テキスト「広島開基」中でも一部で丹後守となっています。)

平成二十九年 十二月例会資料(十月例会分後追)

先月進捗 文久元年十二月十日〜十二月二十一日

一、先月の活字読みの確認点 (資料集8) なし

二、指摘・意見・質問・その他 なし

三、報告・お知らせ

◇ 次期テキスト「福島正則遠流之節城請取渡之聞書」を配ります。

◇ 次例会は十二月二日(第一土曜)午後一時半方 於第二研修室です。

その日の会場当番は、 A7班・B7班です。  
(二月例会は一月六日(土)の予定です。)

…… 萬津箱 …… (余談です)

次テキスト及び次々テキスト「広島開基」の参考として

【大名騒動録…福島左衛門太夫正則】

家康は秀吉のあとの天下を狙い、どちらかといえば単純な正則や情にもろい加藤清正を味方に引き入れ、その反対派の三成を悪者にした。

…中略…

関ヶ原で勝利し天下人への道の仕上げにかかる。豊臣の存在が問題となるが、結局は取り潰さざるを得ず、大坂の陣が起きた。

そこまでいっても正則は豊臣家に対する忠誠を捨てられないと考えられ、大坂の陣への出陣すら許されなかった。

…中略…

などいろいろと大坂方と思われる大小の事柄があり、徳川家を刺激したのであろう。いずれにしても正則が豊臣家に好意を寄せていたのは事実である。このような危険な人物を大坂の陣に出陣させるわけにはいかない。

伊奈図書の手・正之と満天姫

関ヶ原本戦で家康が勝利した直後のこと、正則は家康とともに敗走する

敵を追って京に向かって進んだが、草津に達すると、正則と池田輝政、浅野幸長は先発隊として京に入り、御所を守り京の地を安定させよとの命を受けた。正則はすぐに山科に陣を移して、嫡子正之に士卒三百を与えて京に入れた。その後、正之との連絡に家臣佐久間加右衛門を派遣した。

佐久間が正則から正之に宛てた書状をもって三條大橋にかかると、家康の旗本で関東郡代を務める伊奈図書が警備を固めていて、佐久間を通してくれない。

強引に通ろうとする佐久間を警備の足軽が阻止し、佐久間は山科に戻り正則に報告したあと「このような恥辱をうけた上は、武士の面目がたちませぬ故切腹いたします。伊奈図書の仇をお取り下さいませ」というようなことを言った。正則は激怒し、佐久間の腹を切らせて自ら介錯した。佐久間の首を井伊直政の許に送って伊奈図書の首を要求した。

直政も驚き、かつ呆れたが、今は関ヶ原で勝利した直後の大事なとき、迂闊なことではできず家康に言上した。家康も困惑したが「足軽の首を与えよ」ということで交渉させた。だが正則は一步も引かず「伊奈図書の首をいただけないなら、ご奉公もこれまで」と聞き入れない。直政はいろいろと宥めるが正則は聞く耳を持たず、ついに家康も伊奈図書の首を与えたといい、これには正則満足したが、家康が正則に遺恨を持ったのは間違いない。

もう一つ、正則の嫡子であった正之は、正則の姉の夫別所重宗の子で、正則の養子となっていた。この正之の正室は家康の養女満天姫であった。実際は松平康元の娘であり、秀吉の死の直後に家康が諸大名と勝手に婚姻関係を結んだときに、養女にして正之と婚約、そののちに嫁いだのである。

正之は嫡子でもあり、正則亡き後は家督を継げるはずであったが、やがて正則に実子正勝が生まれた。すると正則は嗣子を正勝に変更、怒った正之は正則暗殺を謀ったが発覚し、正則に幽閉されて死去。そのとき正則は正之の発狂と言って満天姫を徳川家に戻した。

これらが全て事実であるかどうかはともかく、徳川家にとって正則は取り除くべき大名であったことは間違いない。あとは、口実だけであった。

まえがき；毎年新規参加者への資料として、河内さん（平成 18 年に会の規約を改定するまで、長きにわたり元第 2 グループ会長を務められました。）が、十数年も前に纏められた家乗資料をお渡ししておりました。

以来、家乗も読み進み、資料集として安政 7 年～明治 4 年までの 12 年分を刊行し、平成 28 年 3 月に安政 5・6 年が刊行されたばかりです。

この資料は、以前河内さんに再調整をお願いし、平成 25 年それを下敷きに安政六年家乗を読む上で参考になるよう再々調整したもので、家乗の概要をお知らせしようとするものです。

尚、パソコン等でホームページを閲覧できる方は、広島県立文書館のHPから、刊行物等→文書館紀要→第 8 号と進み、「村上家乗」と広島藩家老東城浅野家家臣団》も参考にしてみてください。

安政 5・6 年家乗他資料集が、上HP→刊行物等→資料集とクリックすれば読める様になりました。（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/sub8c.html>）

## 1、村上家

7 代目当主である彦右衛門は当時 46 歳。天保 15 年、6 代目前当主星右衛文の隠居後家督を継承した。役目は用人役で、当時の知行高 1 3 0 石、御役料・附足軽並の通りである。万延 2 年に足知 20 石を加え御家司役に任じられ、明治を迎える。

母がいる。「お仙」。義理の母（養母）で「慈君」の名称で記載される。家老家の奥によく呼ばれる。

妻は、家乗の中では「家小」の名で記載される。文久元年 5 月に唯一度だけ「みつ」と記されており、その名前が判明した。家老家の奥に呼ばれることはない。

子供としては、実子の 5 人中 4 人は既になく、当時 3 歳の長植も文久 3 年に病で亡くし、同年養子を取る。名は敬次郎（11 歳）と云い、実家は堀尾と云う。慶応 2 年の広島藩江戸留学の一員に選ばれ、明治 2 年には英国にも留学させられている。この敬次郎は後年、功あって男爵に補せられる。

村上家の出は奴可郡で、初代は当初東城浅野家与力である宮崎家に仕え、その推挙により東城浅野家の足軽にとりたてられた。4 代勇蔵の時広島城下に呼び寄せられる。（以後は「村上家乗執筆者 3 代の履歴」を見て下さい。）

## 2、東城浅野家

村上彦右衛門が所属する家老家である。知行は約1万石。当主は道興と云い、通常浅野河内と呼ばれる。当時45歳である。奥方は、上田安節長女「忠」で安政4年東城浅野に嫁し、「御宇衛様」と記載される。六丁目屋敷に先代道博（周防様）、上屋敷北御部屋に先代の妾腹道積（出衛様）が居る。

道興には子息が無く、養子を取ることを計り、慶応2年主家浅野家の系統より迎えることとなる。名を道敏と云い、それまでの名を守之進と云う。

東城浅野家の菩提寺は草津の海蔵寺である。

## 3、家老職

広島藩の家老職は3家で、東城浅野家の他は、三原浅野家（3万石）と上田家（1万7千石）である。当時の当主はそれぞれ「右近様」「主水様」と記載される。

上田家の知行地は廿日市・大竹方面で、慶応2年の第2次長州征伐においては戦場となり大変であった。

## 4、家臣の格式

家乗中、一般に「殿」がついておれば本藩々士とされる。始めはそのようになっているが、親しくなるにつれ藩士といえども改まった状況以外では敬称が略される場合もある。

東城浅野家は寛永18年、12名（計2千石）の「与力」を付けられ、都合一万石で家老として東城に配されている。彼ら「与力」は家老家家臣よりも身分は一段上に位置付けられている。

安政六年当時の与力を家乗から拾ってみる。

氏名	知行高	任地
由良嘉久馬	150石	広島
水上甚大夫	210石	東城
堀尾善大夫	200石	広島
八木喜真太	180石	広島（真喜太？）
吉田与九郎	180石	東城
宮崎藤九郎	150石	東城
深江静衛	150石	東城
片岡貢	150石	東城
牧野平司	200石	東城

まえがき；毎年新規参加者への資料として、河内さん（平成 18 年に会の規約を改定するまで、長きにわたり元第 2 グループ会長を務められました。）が、十数年も前に纏められた家乗資料をお渡ししておりました。

以来、家乗も読み進み、資料集として安政 7 年～明治 4 年までの 12 年分を刊行し、平成 28 年 3 月に安政 5・6 年が刊行されたばかりです。

この資料は、以前河内さんに再調整をお願いし、平成 25 年それを下敷きに安政六年家乗を読む上で参考になるよう再々調整したもので、家乗の概要をお知らせしようとするものです。

尚、パソコン等でホームページを閲覧できる方は、広島県立文書館のHPから、刊行物等→文書館紀要→第 8 号と進み、「村上家乗」と広島藩家老東城浅野家家臣団》も参考にしてみてください。

安政 5・6 年家乗他資料集が、上HP→刊行物等→資料集とクリックすれば読める様になりました。（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/sub8c.html>）

## 1、村上家

7 代目当主である彦右衛門は当時 46 歳。天保 15 年、6 代目前当主星右衛文の隠居後家督を継承した。役目は用人役で、当時の知行高 1 3 0 石、御役料・附足軽並の通りである。万延 2 年に足知 20 石を加え御家司役に任じられ、明治を迎える。

母がいる。「お仙」。義理の母（養母）で「慈君」の名称で記載される。家老家の奥によく呼ばれる。

妻は、家乗の中では「家小」の名で記載される。文久元年 5 月に唯一度だけ「みつ」と記されており、その名前が判明した。家老家の奥に呼ばれることはない。

子供としては、実子の 5 人中 4 人は既になく、当時 3 歳の長植も文久 3 年に病で亡くし、同年養子を取る。名は敬次郎（11 歳）と云い、実家は堀尾と云う。慶応 2 年の広島藩江戸留学の一員に選ばれ、明治 2 年には英国にも留学させられている。この敬次郎は後年、功あって男爵に補せられる。

村上家の出は奴可郡で、初代は当初東城浅野家与力である宮崎家に仕え、その推挙により東城浅野家の足軽にとりたてられた。4 代勇蔵の時広島城下に呼び寄せられる。（以後は「村上家乗執筆者 3 代の履歴」を見て下さい。）

佐藤益之丞	150石	広島
名倉求馬	150石	広島
藤川每登	130石	広島

## 5、東城浅野家の当時の主な役職者

御家司 1名：渡辺宗右衛門（万延2年より彦右衛門）

御用人 3名：村上彦右衛門・渡辺雅登・堀尾善大夫

（佐藤益之丞、安政6年用人並、文久2年用人）

その他は確実にないので省略する。

## 6、役宅

家老宅：上屋敷（広島城三之丸内）・下屋敷（白島及び六丁目村）

村上彦右衛門：上屋敷近くの多門（？）

家臣宅：城近辺に2～3ヶ所集合して有った。上屋敷近辺と現白島北町辺り。

## 7、勤務時間

家乗において「例時出勤、〇〇時退」と云う表現が日常的に表れる。そう云う表現がない時は、勤務は休みである。大体2日出勤して1日休む、この当時の武家の平均的勤務態様のようなのである。夏場は早出退勤となる。いわゆる今のサマータイム方式が武家の勤務に採用されていた。

## 8、彦右衛門の近親

1) 弟：森岡家（東城浅野家臣）へ養子に入り、森岡万之進と云う。病弱。

2) 義妹：慈君と先代の間の子。お梅と云う。辻清人に嫁す。辻家は東城浅野家臣にて、元御家司の家柄。

3) 木野家：家小の実家。且、先代からの姻戚で関係が深い。木野家は上田主水家中。当主は一馬。慶応2年没後は謙造が相続。

4) 堀尾家：後の養子敬次郎の実家。当主は善大夫。東城浅野家用人。後年用人となる勝登は敬次郎の兄。

## 9、村上家の菩提寺

広島に2寺ある。4代勇蔵（常称院）・5代藤次郎（能称院）は西向寺（浄土真宗）に。先代星右衛門と彦右衛門の子供たちは妙慶院（浄土宗）に葬られる。西向寺墓所が

手狭になった為という。それ以前の歴代墓所は東城徳了寺・川西村学恩寺にある。

広島の2寺には月一度参詣。但しその多くは家来に代参を命ずる。

#### 10、家来及び召使

当時の家来は若党兵蔵1人と思われる。召使(女)も1人いるが、後にも名が記されたことはない。

万延2年、家司役就任後の家来は3人となる。

雇人の契約は半期毎か? 1月16日と7月16日頃に「当季も其儘勤度」等の記載がある

#### 11、収入

二月一日、附足軽の春御切米切手出る

六月十五日、附足軽・夏御貸米切手出る

十一月一日、物成切手および附足軽御切米切手出る

十二月中下旬、御仕向米切手出る。附足軽之分も出る

十二月中下旬、御役料出る

#### 12、医師

当時村上家出入は、松本良伯・八島周軒・山中碩庵等。

診察代は、「良伯盆前薬謝之礼として入来」等と盆暮れに記載があり、盆暮れに支払うようだ。

医師には現在の「~先生」のように、若くても『~老』を付けて記載することがある。

#### 13、その他

1) 節句には麻上下を着て 出仕、御祝辞を述べる。

2) 春の祝詞回礼、夏は暑気問安、冬の寒気問安と挨拶回りは欠かさない。

3) 歳末には来年の暦を伊勢御師が配って回る。

添付：○村上家乗執筆者3代の履歴(広島県立文書館紀要 第8号「村上家乗」と広島藩家老東城浅野家家臣団より)

他?

以上：文責八田。

# 当同好会について

新規加入される方へ

平成5年7月、古文書解読中級講座修了者有志により古文書解読同好会は結成されました。その後会員の増加に伴ない、平成7年7月2つの同好会に分かれ、それぞれ月1回の例会を積み重ね平成28年3月迄に第1グループが250回余り、第2グループも230回余りを数えて居りました。その間労を厭わず一貫して講師で有られた西村 晃氏には感謝の言葉しかありません。

この四半世紀余続いた会も、昨28年春、文書館から出ざるを得なくなり、2つのグループ合わせて130人弱を、やむなく縮小、統合して現在の形となりました。試行錯誤の一年でした。

西村氏には、土曜午後の貴重な御時間にも拘らず、引続き講師を引き受けて頂いて居ります。

扱、会に新たに加入されるに当たり、御心配や疑問も御有りのことでしょう。その解消に少しでもお役にたてればと、以下に会の概略を御示します。

4/1 5/6 6/10

## 例会の日取・時間

○日取：原則毎月第1土曜日とします。但し、会場の都合により変更になる事があります。例会資料・白板等で確認して下さい。尚、会場が抑えられなかった場合等、休会とする事があります。

○時間帯：開始は午後1時半とします。但し、この時間は西村講師が出席されて、正規の読み合わせが開始される時刻です。班により事前読み合わせは、これ以前に行っています。会場は12時20分頃鍵を明け、机・椅子の準備をします。終了は3時半頃です。

## 机と席

○班：現在机順にA・B8班、計16班が有ります。新規参入の方には、その空席に入って頂きます。28年度は、1班7人の所もありましたが、29年度は機の配置等を変える事もあって1班6人で行くこととなり、どうしても新規の方だけの班を1つ増やして計17班構成とならざるを得ません。

○席：既存の班に入った方は、班の方に空席を聞いて着席願います。

## 例会の進め方

○読み：班順に班メンバーの何方かが代表して読むことにより、テキストを読み進めます。

○解説：我々グループの者が事前に資料を作成して行うのが建前ですが、なかなか難しい面もありますので、現在は西村講師にお願いし、長くその御好意に甘えた儘であります。

○意見・質問等：これ等は例会中、自由にどしどしと願います。また、少しの時間であれば、閉会后西村講師への質問等は可能です。後日、疑問点・意見など出ました時は、(今のところ)八田宛に葉書・メール・FAX等でお知らせ頂ければ、例会資料(後追い)に纏めて、翌例会時に機会を作ります。(個人的な事・地域情報等何でも結構です。但し載せるか否かはお任せ)

## 会費

○会の運営は自費でありますから、諸々の費用の為に年会費お預かりし、残高が少なくなれば、その時点で徴収いたします。尚、新規加入の際には、旧来の方とのバランスをとる為、プラスアルファを徴収することがあります。(現在は、入会時500円のみ徴収しています)

○出費の主な項目は、会場費・備品使用料・資料代・コピー代・通信費・その他文房具代等であります。

## 役員・班長

○会のスムーズな運営に資する為、幹事・会計・監査の三役を置いています。

○各班より班長を選出し、重要な議案は班長会に諮って決定しています。